

会議録

■附属機関等の会議の名称

第 1 1 回篠山市原子力災害対策検討委員会

■開催日時

平成 2 7 年 6 月 3 日(水) 1 4 時 0 0 から 1 6 時 5 0 分まで

■開催場所

篠山市役所 本庁舎 3 階 3 0 1 会議室

■会議に出席した者の氏名

- (1) 委員 1 3 名
- (2) 執行機関事務局 4 名
- (3) その他 0 名

■傍聴人の数

7 名 (うち、記者 1 名)

■議題及び会議の公開・非公開の別

公開

■非公開の理由

なし

■会議資料の名称

資料-1	篠山市原子力災害対策検討委員会委員名簿
資料-2	原子力災害対策計画にむけての提言 (原案 6)
資料-3	安定ヨウ素剤事前配布実施計画工程 (案)
資料-4	原子力災害対策計画にむけての提言 (原案 5) に対する意見
資料-5	放射線被ばくの早見図
参考資料-1	原子力災害対策指針 (平成 27 年 4 月 22 日全部改正)
参考資料-2	安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって (平成 27 年 4 月 22 日修正)
参考資料-3	平成 26 年度原子力防災学習実施資料
参考資料-4	平成 27 年度市民生活部市民安全課の人事異動について

■会議次第

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 協 議
(1) 「原子力災害対策計画にむけての提言」(原案6) について
4. その他
(1) 今後の進め方について
5. 閉 会

■会議録

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 協 議
(1) 「原子力災害対策計画にむけての提言」(原案6) について

事務局(課長)	<p>それでは皆さん、定刻になりましたので、只今から第 11 回目になります篠山市原子力災害対策検討委員会を開会いたします。本日は大変ご多忙の中、本委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。2月25日に第10回目を開かせていただいてから、時間が経過しておりますこと、この場を借りてお詫びを申し上げさせていただきます。</p> <p>本日、資料をお配りさせていただく分の確認をさせていただきます。まずはじめに、議事の次第という部分と、添付資料の一覧表。資料1といたしまして、委員会の名簿を付けさせていただいております。それから資料2といたしまして、原子力災害対策計画にむけての提言(原案6)。資料3といたしまして、安定ヨウ素剤事前配布実施計画の工程(案)。資料4といたしまして、原子力災害対策計画にむけての提言(原案5)に対する意見。それから資料5といたしまして、放射線被ばくの早見表。参考の資料といたしまして、原子力災害対策指針、4月22日に全面改正をされておりますので、その部分。それから参考資料2といたしまして、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」ということで、これも同日で修正されておるものを添付させていただいております。参考資料3といたしまして、平成26年度に原子力防災学習を自治会の住民学習で取り組んでいただいた分の意見等が出たものを抜粋で付けさせていただいております。それから最後、参考資料4といたしまして、平成27年度市民生活部市民安全課に係ります、人事異動の一覧を付けさせていただいております。過不足等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、本日この会の司会を務めさせていただきます市民安全課の西牧</p>
---------	--

	<p>です。また今年もよろしくお願いいたします。今年度人事異動によりまして、市民安全課のメンバーは一覧を見ていただいたとおり、私以下変わっておりませんが、市民生活部長の方が異動になっておりますので、ご紹介をさせていただきます。</p>
事務局(部長)	<p>野々村でございます。いろいろとお世話になりますが、よろしくお願いいたします。</p>
事務局(課長)	<p>それでは、議事の次第に基づいて進めさせていただきますけれども、委嘱状の交付という部分ですけれども、今回 2 名の方が交代ということで。兵庫医科大学ささやま医療センターの方から福田先生にお世話になっていたんですけれども、ご退任ということで、今回、太城 力良（たしろ ちから） 病院長の方に委員の方に就任をいただいております。それと、県民局の方から出ていただいております、高坂さんの方についても御退任ということで、副局長兼県民交流室長の酒井 芳朗（さかい よしろう） 氏のご就任になられています。本日は所用のため、代理で秋山県民交流室次長の方にお越しをいただいております。委嘱状の方については、2 名の方につきましては封筒の方に入れさせていただきますので、ご確認をいただきたいと思っております。</p> <p>それでは、太城病院長の方からご紹介を兼ねましてご挨拶をいただいたらうれしいと思っております。よろしくお願います。</p>
太城委員	<p>ささやま医療センターの病院長をしております太城です。昨年 11 月からこちらの方に赴任してまいりました。まだ半年足らずで迷子になりそうですが、今後よろしくお願いいたします。</p>
秋山氏（酒井委員代理）	<p>失礼します。丹波県民局の県民交流室次長の秋山でございます。本来ならば、今回委嘱をいただきました酒井の方が出席するところですが、本日公務の所用によりまして代理で出席させていただきます。議論の方もこれまでの経緯等予め学習はしてきたものの、なかなか難しい問題もありますので、県民局としましてもできる限り参画して協力させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局(課長)	<p>ありがとうございました。それでは、次第によりまして会議を進めさせていただきます。ここから協議に入りますので、進行につきましては原子力災害対策検討委員会の委員長の方からお世話になりたいと思っております。では委員長、よろしくお願います。</p>
委員長	<p>はい、みなさん、こんにちは。あらためまして、本日第 11 回の検討委員会ということで、ほんとにお忙しい中、定刻にお集まりいただきましてありがとうございます。また、先ほど紹介いただきましたように、新たに太城先生、それから、県民局の秋山次長さん、今回から新たに加わっていた</p>

	<p>けるということで、むしろこれから実施にむけての検討もございますので、また大変お世話になります但よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>今日の協議内容につきましては、提言の取りまとめということで、第 11 回を数えまして、いよいよ取りまとめの時期になってきたのかなと思ます。あらかじめ皆々さんにお配りをしておりますので、またいろんなご意見を頂戴しながら、この提言を取りまとめ、それから今後の進め方という所に入っていきたいと思ますので、よろしくお願ひいたします。それでは、座って進行をさせていただきます</p> <p>それでは最初に協議 (1) で、提言にむけてということで、事務局の方から説明をお願ひいたします。</p>
事務局(課長)	<p>前回、2/25 に第 10 回目を開催させていただいた後、何点か修正点もあるということで、A 委員、B 委員が中心となつていただいて、修正なり構成の組み替え等をしていただいております。中身については、A 委員の方からご説明をしていただけると大変ありがたいと思ますけども、よろしいでしょうか。</p>
A 委員	<p>はい。今回原案 6 ということで、原案 5 をバージョンアップしてますけども、主要にですね、D さんからかなり細かい点をずいぶん丁寧に読んでくださって、こういう点が欠けてるんじゃないかというふうに仰つていただいて、ほぼだいたい、ちょっと幾つか取り入れてない、どうしようかなあと思つた所があつたんですけども、その点を書き込んでるのが主要な内容の違いです。それが先に出されていた 5 と 6 の違いですね。で、D さんの意見を反映した所が下線が書いてある所です。で、大きくはその前のと 5 月の段階で出した、皆さんが読まれてるのが原案 5 になると思ますが、それに関しては B 先生と細かい点をやはりいろいろと検討しまして、細かい点と言うよりももうちょっとハイライトする所をはっきりさせようということで、そのハイライトしている所が黒の太字になっています。で、最初のこれで言うと 4 ページですね。原子力災害のときの「とつとと逃げる」。D さんの方から「とつとと逃げる」という言葉の表現を変えられないかと思意見も出ていますけども、いずれにせよね、早期に逃げてね、その上で安全を確認するということが一番合理的であるということと、あとは理想的に全ての被害を防ぐことは困難であることを前提として、減災の観点に立つということですね。それから、10 ページ。ここで、災害に対して予めどういうことを考えておくべきなのかについてということで、ずっと正常性バイアスとか同調性バイアスの話をしてきましたけども、これをわかりやすいようにということで、序列の仕方を変えて。中身はそんなに変わっていません。ただ、もう少しわかりやすく、読みやすくするということ</p>

主に書きました。同じように、12 ページですね。これも災害工学の考え方をまとめて読みやすいようにしました。主要には、そういったところを整理をしたということですね。

D さんのご意見はだいたい反映しているんですけども、一番最初の所の、『原子力災害対策を考えることを通じて、災害対策全般に強い街として発展していく』ということが非常に重要なので、一番最初の所にこの 2 行を盛り込んでほしいということで、私も「なるほど」と思いましたので、それを入れてあります。あと、細かい点の誤字脱字とかそういうところは置いて、重要な点として、D さんの意見であったのは、14 ページですね。

14 ページの一番下の所に、『なお大人と比べて小さいお子さんは放射線被曝の影響が大きいので、さまざまな段階のシミュレーションにおいて、とくに「子どもを守る」という視点が必要です』ということ、D さんが仰るとおりに入れたんですけども、ただこれはここに入れるだけではなくて、全体として放射線に対して子どもの方が危険であり、放射線の感受性が高くて、だから子どもを守ることを優先する必要があるということが書かれてないんじゃないかという指摘なんです。それは、まったくそのとおりだなと思って、僕もこれは書き落としているなと思ったので、まずは D さんが仰ってくれた点をここに入れたんですけども、どこかにそれを書き加えた方がいいなと思いました。ただ、どこに入れようかなと。とりあえず、決められなかったので入れてないんですけども、これは非常に重要な指摘だったと思います。この点はもっと強調すべきだと思いました。

あとは、内容的に重要な点では、もう一つはヨウ素剤のことで、これも子どもとの関連ですね。27 ページ、線の後ですけども、『市民が安心して飲んだり子どもにも飲ませることができるので様々な場での教育が大切です。また、子どもたち自身が安定ヨウ素剤服用の必要性を知ることも大切です。』これは、「子どもを飲ませる対象」としてでなくて、子ども自身が自分で身を守ることを自分自身が身に付けていくことの視点から、D さんが仰っていると思うんですけど、やっぱりそれも非常に先ほど僕が申し上げた「子どもを守るという視点」とか、「子ども自身が放射能から自分で守っていくようにする」とか、そういうことですね、もっと入れてほしいってことは「なるほどな」と思いました。とりあえずここは D さんが仰った内容をそのまま入れました。

それから、28 ページですね。『篠山市在住者ではないけれども、篠山市に勤務している方も関与人口として考え、・・・』これはヨウ素剤の備蓄ですね。『それらの方の分もヨウ素剤備蓄の対象と考えたいと思います。それらの方たちへの配布方法、教育については別途、考察の対象とすることとし

ます。』で、これは『それらの方たちへの配布方法、教育については別途、考察の対象とすることとします。』というのは、僕がさらに加えている一文で、なるほど篠山市に勤務している方の分もそんなに高いものじゃないですから、勤務先ですぐに取れるようになっていうふうな形にするのがいいと思うんですけども、どうやって配布するのかとか、その方にはどうやって周知するのかっていうのが出てきちゃうなあと思ったので、それはまた後で考えますというふうに入れたけども、その方たちの分も考えようじゃないかってのは、職場がいつも篠山にいるわけですから、それは大事なことだなあって思いました。

あとですね、内容にからむことでは、ちょっと戻りますけども 20 ページのですね、屋内退避の有効性ってことで、これは D さんからの指摘は、最初の目次と『第 2 の屋内退避の有効性』ということが文言がちょっとずれてるということの指摘だったんですが、ここはですね、前にも B 先生にご指摘いただいたことを僕が反映できていなかった所で、なぜかという、屋内退避っていうのは、もう逃げれないからやむを得ない場合の選択ということを強調し過ぎてしまっていて、屋内退避をしないよりした方がずっといいので、屋内退避の有効性ということを書かないと、もう逃げれないからどうしようもないから屋内退避ってだけだとね。いや、その場合だったら屋内退避が有効なんだということを書き加えないといけないと思ったので、一番下に 2 行書き加えています。

細かい所はそういう所で、あとは D さんのご意見であったことで、これは今日は配られてないんですかね。重要な点だと思うのは、一つは「とっとと逃げる」という表現は変えた方がいいんじゃないかというのは、今日討論した方がいいかなと思います。あと、もう一つは、前々回の討論を踏まえてですね。この提言の基本的な考え方の中に、当初この私たちの会というのは、原子力発電に対する是非に関しては一旦横に置いて、災害が起こったときにどういうふうにするかっていうふうなことをね、討論していくってことで始まったわけですけども、しかしながら討論が進んでいる中でですね、逆に原子力災害に対する実際にどういうふうに対応していくのかっていうふうなことから考えて、最低でも国が責任を持って避難計画とかが作れなければね、再稼働には反対であるというふうな文言の入れようということを書き込んでいるわけですけども、それに対してここだけ D さんのご意見を読みますと、この提言についての付論という形で再稼働に関しては反対であるということを書いたわけですけども、『この付論が、原発の是非は横に置くことの約束とどういう整合性を持つのか私は疑問です。市、町が国や規制委員会、事業所に求めるのは、PPA の設定や実効性

	<p>のある地域防災計画の策定に責任を持つことに徹するべきであり、それを原発再稼働の最大要件だと表明すればよいのではないのでしょうか。今、それに取り組んでいない国や規制委員会、事業者にとっては明確に再稼働反対の意味を持つはずです。再稼働反対というスローガンが大事なのではなく、国や規制委員会等に要求すべきことを明記する方が原子力災害対策検討委員会にはふさわしいと思います。』ということで、ここはちょっと討論した方がいいですね。あとはだいたい D さんのご意見は取り入れていて。ちょっと細かいとこ入ってないところあるんですけども。基本的人権を入れるっていうのがあったんですけど、基本的人権って人権すべてに関わっちゃうんですけどよね。事故で失うものとの関係でいうと人格権で言葉が言われて、基本的人権てのは参政権だとかそういうことも含めて全部入る、憲法上保障されている私たちのすべての権利なんですよね。でも、例えば参政権とかそういうのは、事故では侵害されるものではないので、基本的人権ていうと大きくなり過ぎてしまうので、人格権でいいのではないかと思います。これは、「基本的人権及び人格権」で入れるべきではないかということだったんですけど。以上が原案 5 と原案 6 の書き加える点を説明しました。</p> <p>あとは、昨日 H さんからご意見が出されていて、これは H さんの方から言っていただければいいと思うんですけども。全体として、これは前に H さんとも義論して、提言書ではもっと具体的にそれを踏まえて、市役所及び市がね、何をいつまでにやるのかっていうことをもっと明確にした方がいいんじゃないかってことを出していただいたことと思います。これについても、また H さんから意見を言っていただいて討論したらいいんじゃないかなと思います。</p>
委員長	はい、ありがとうございます。今、原案 6 ということで本日も報告をいただきました。
A 委員	<p>ごめんなさい。1 点忘れてました。原案 5 において、その前から書き加えてるところがあって、これは B 先生との討論の後に書き加えている部分です。ちょっとその説明を忘れてました。それはどこかという、避難弱者について書いた点で、22 ページから 23 ページのところ。これはここに出てくる「避難弱者」っていう本があるんですけどね。東洋経済新報社から出ていて、実際にその福島原発事故の際に強制避難区域にあった老人ホームがどんな目があったのかってことが書いてあってですね。それを読んで僕らの今の出せていることってのが、具体的にその現場現場でシミュレーションしてもらうことを強調する以外にないっていうところで、書いていたんですけども、ただそれだけじゃなくてこんな困難があったっていう</p>

	<p>ことはね、避難はかなり厳しいってことを書いとかなければいけないなあと思って、後から書き加えてる点です。また B 先生のご意見も聞きたいんですけども、ただこれ書くとキリがないってところで、こういうコンパクトに提言することの中に、どれだけこういうふうな具体的なリアリティなことまで盛り込むのかっていうことは、僕も十分に判断しきれてないところなんですけども、特に要介護施設での避難が、要するにこの本に書いてあることは、要介護施設から要介護施設に避難しないことにはほとんどないことになるってことがすごく強調されてたんですけども、ちょっとプラスして書いとかないといけないなあと思って加えた点です。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。B 先生、何か補足ございますか。</p>
B 委員	<p>僕は実は、この 6 版ていうのを昨日の晩にいただきましたので、5 版に関してはコピーアウトして全部内容を逐一確認させていただきました。まあほんとはいろいろ意見ありますけども、ちょっと基本的なところをもういっぺん整理したいんですけども。この委員会というのは、いわゆる篠山市の原子力「災害」対策検討委員会というのがまず名目でして、我々の役目は何かって言うと、基本は国の原子力災害対策特別措置法に則り、かつ、IAEA（国際原子力委員会）の提言、いわゆる、どういうときに、どういうことをしなさいという基準がございます。それを基にして、かつ、平成 26 年の兵庫県のシミュレーション、4 月に神戸新聞にも発表された、その 3 つを基に篠山市として何を考えなくちゃだめなのかという、独自性を出せるかっていうのを篠山市に対して提言し、住民の安全と健康を守るってのが今回の目的だったと思うんですね。そのことをもう少し入れるべきだったかなという気がするんですよ。というのが、我々ずっと検討してきて、住民サイドの方をずいぶん見て考えてきたつもりですけども、根本はこれは市議会に提出されるんですよ。市議会で市議のみなさんがこの文章を読んでいただいて、判断してこのうちでどの部分を選択してどの部分を参考にさせていただくかということが決まっていくわけですから、はっきり言いまして、枝葉末節のどこまであんまり言っても、逆に言ったらそういうところで引っかかるだけで、それよりも特に市議のみなさんが一番気になさるのは、国の方針あるいは県の方針と篠山市の方針があまりにも違ったらどうするんだ。そんな独自性を出して大丈夫かな、みたいなことになっていくと思うんですよ。あるいは、経済的な問題もございます。ですから、その中で、「そうじゃない。我々っていうのは、決して独自性どうのこうのをすぐに最初に言ってるのではなくて、まず国の原子力政策を原子力対策特別法を基にしてまず考え、その次に国際基準の IAEA のヨード剤の配布の基準を考え、そこに兵庫県のあの平成 26 年のデータが全部解禁され</p>

	<p>た」と。となったら、解禁された以上、自治体側である我々としてはそれを放置するわけにはいかないと、いうことで立ち上がったというのが、そこらへんのことをもう少し言うておかないと、初めてこの文章に触れた方が「何を勝手なことを言うてるんや」ということにならないかなということが懸念材料なんです。例えば、今回初めて参加していただいたC先生、パッと今日見られてどのようなイメージを受けられます？いい機会やから僕いっぺん聞こうと思ってたんですけど。ごめんなさいね、先生。</p>
C 委員	<p>忙しく全然最後まで見れてなくて・・・。</p>
B 委員	<p>わかるんですよ。逆にええと思ったんですよ。ですから、先に読んでもろたら困るなと思って突然この間・・・。抜き打ちみたいなこととして申し訳ないですけど。たぶんね、こんなこと一つの自治体で言うていいのみたいなイメージを受けられるんじゃないかと思うんですよ。だが、そうじゃないっていうことをね。市議のみなさんが安心して議論できるような状態にしといた方が僕は実を結べるんじゃないかなという気がするんです。僕はいつも実益的な言い方しかしませんけども。提言の基本的な考え方の所に、三段論法で、「国の方針」「国際基準」「県の出してきたデータ」、で、「篠山市」と、矢印3つ出したらいだけなんですけどね。それで市議のみなさんは安心なさるんじゃないかと思うんですけどいかがでしょうか、という意見です。みなさん違和感を感じられるんじゃないかなと思うんです、こういう部分に対して。いわゆるイデオロギー的なものを中には感じ取られる方もみえられるでしょうし。決して我々はそうじゃない。何遍も言いますが、我々がこの委員会をやっておりますのは、なにも原発の是非、もちろんそれもあるのかもわかりませんが、じゃなくて、原発がある以上は災害が起こったときのことを考えるのが我々の役目として、起こらない時のことを考えるのは我々の役目ではないわけですから、その前提としてですね、市議のみなさんがすぐに災害が起こったときと考えるとだから原子力発電はいらないんだというふうに。もちろんそういうふうには考えないこともないんですけども、それになるとまた非常に議論がややこしくなるし、市議のみなさんの間でのいろんな力関係もあると思います。まあ私がそこまでいう必要はないのかもわかりませんが、スムーズに審議を進めていただいて、必要な議案を早く通していただく、あるいは早く市民生活に貢献するためにも、そういったいらん負荷といいますか、ストレスは取っておいてフリーにした方がいいんじゃないかなということが一つと。あと、もう一遍これをザーッと読んでみましてね、確かにAさん、ものすごい一生懸命やってくれたんです。私も一緒に手伝いましたけども。よう考えたら、あんまり細かいとこまでやると枝葉末節つかれるだけで</p>

	<p>ね。これ例えば要介護者の内容にしましても、これ個人情報に全部入ってくるわけですよ。こんなことまでやったら、たぶんそこだけつかれてきちんと前に進まんようになると思うんですよ。実際にはこれ市議会にかかってそれぞれ検討されてとなっていた場合、やたらその議事を延長させるだけのものになってくるんじゃないかなと。えらい、ざっくばらんな言い方で申し訳ないですけど、それが私の意見です。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。他、今のB先生のご意見も含めて、踏まえてと言いますか、何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。</p>
D 委員	<p>B先生の意見に関してなんですけどね。国とか国際基準とか、県の考え方を踏まえたものであるということをおね、強調した方がいいということでしたけども、さっきAさんが読まれたうちのPPAの設定というのがありますね。それは放射性ヨウ素の防護地域という意味なんですけども、それは国際基準ではそういったものが設定されているんです。ところが、それで関西広域連合も国にPPAの設定をきちんと求めているんですけども、それは例えば篠山市が主張しても妥当なことではないかなあと一つは思っているんです。PPAの設定をすれば当然篠山市の原子力災害対策というのは、安定ヨウ素剤というのは、もちろん有効性を持ってくるわけで、それを国際基準に照らしても妥当なことであると思うんですけどね。</p>
B 委員	<p>あの、よろしいですか。</p> <p>仰る通りと思いますけども、PPAということを持ち出すと、たぶん市議の中には拒否される方がたくさんいらっしゃると思うんです。その僕が基本的なと言ったのは、それこそもっと基本的なところで、IAEAの一番基本的なところは、「50 ミリシーベルトを超えたらヨウ素剤を配りなさい、飲みなさい」それだけなんです。私は医者なんで、そこらへんの基本的なことしか言いませんけども。まず最低限の基本的なところを我々は遵守するためにやってるんだというところで、私は割りとクリアカットでいいんじゃないかなと思ってるんですけどね。もちろんDさんの仰るように、そこまでいけばもっと素晴らしいと思うんですけども、それを出すために・・・それは議員さんの間で話し合ってもらったらいんじゃないかなと、僕は勝手に思ってるんですけどね。私なんか特に医療関係者ですし、そういう政策的なことはわかりません。また、実際の政策の施行に当たってはそういった法案であるとか、いろんなものが絡んでくると思う。これは想像に難くはないですけども、それはあとの専門家の方に任せて、僕は逃げるわけではないですけどね。まず我々は災害対策委員会として、基本的な人を助けるという意味の、人災のところだけをまず早く片付けて、早くこの提言書の基本的なところを提案するのが先決ではないかなという気</p>

	がしてるんですけどね。そういう気持ちで私は申し上げた。仰ることはものすごくそのとおりだと思うんですけどね。
D 委員	付け加えますと、この提言書が 50 ミリシーベルトの甲状腺等価線量ですよ。それを超えたときに、安定ヨウ素剤が必要となるという、それは国際基準ですよ。それに基づいて作成されていることを・・・。
B 委員	これは原子力発電所の方であろうと厚生労働省の方であろうと日本医師会であろうと、全員が認めているところです、その言い方は。ですから、そういうものを市議の皆さんに提出すると市議の皆さんは安心して、「この提言書というのはどちらにも向いてないな」というふうに安心して議論を進めていただけるんじゃないかなと、僕は思うんですけど。
D 委員	県のシミュレーションでも当然 50 ミリシーベルト以上の被曝が・・・。
B 委員	そうです。それはいわゆる篠山市の上部団体である兵庫県が平成 26 年 4 月に神戸新聞にまで発表してしまっただけでこちらが慌てたくらいですから、あれなかったら我々もこんなに慌てなかったですよ。まさかこんなとこまで飛んでくるはずないと。まして、私どもの兵庫医大で 60 ミリシーベルトですわ。えらいこっちゃなあとということになりまして。僕ここで最初に講演したときは、「50 ミリシーベルト超えなかったら心配ないですよ」と逆に講演したのに、県がそれと反対のことをしてくれたもので、えらいことになったわけです。発表した以上、それに対して責任があります。ただ単に、患者さんに対して「あんたガンやで」と言った以上は、それに対する治療方針を示すのが我々の役目ですので、そういう考え方がこの委員会の役目だというふうに私は考えています。
委員長	他、今この件に関しましていかがでしょうか。はいどうぞ。
E 委員	B 先生の仰るとおり市議会に出すと。市議会自体が、議員さん一人ひとりがですね、ある程度勉強してなかったら分かってへんと思うんですよ。まとめやつを読んだだけでは、意見も出ないと思いますわ。ということで、私いっつも思うんですけど、この前も県の幹部の人、防災監やらと一緒に話し合う機会があったんですけども。「こんなんやってまんねん」「そんなん団長、大丈夫でっせ」というような、こんな話です。いや、ほんとに。そのぐらいのレベルなんです。ほんとに、やっていこかと思ったら、この提言を詰めて詰めて、これは大事なことなんやけども、一旦市議会に出して意見を聞くというのも一つの方法やな。なんぼ完璧なものや言うたかて、おそらく「こらあかんで。こうやで」というようなことになると思うんでね。そっちの方が大事かなあ、と。そのかわり、まとめられたお二人が、とくと説明してもらって、そのぐらいね、なかなかまとまらへんのちゃうかなと思います。

	<p>で、消防団にしたかてね、どうなんやと。カップ買っていただいてほんとに喜んどるんです。この間全部引渡ししたんですけども。で、何かあったら出ていかないかん。だけど、あんたら恐いんやでと。いうことは言えませんがね。</p> <p>というようなことだね。実際は一つひとつの団体の中で勉強せな。だから、繰り返しますけど、市議会に対して、全員が集まって云々は別にして、やっぱり委員会が検討されるのであれば、「ここをまとめてこうやるで」とやられた方がいいんちゃうかなと。文章はい、できましたからと、これではあまりに難しいん違うかなと思うんですけどね。以上です。</p>
委員長	<p>審議会の関係、今までの流れでいきますと、市長に対してですね、いわゆる提言として出していただくのと同時に同じものを市議会の方に、たぶん全員協議会という本会議ではないんですがそういう議員さんに説明する機会を設けてご説明申し上げて。あとそこから先はですね、議会が決められる部分がございますのでちょっとうちでどうこう言えないのですが、少なくとも議員の皆様にはそういう全員協議会の中でご説明をし、もっと勉強したいとかであれば、A 委員さんをお願いすることも出てくるかと思いますが、基本的にはこれをうちがそういう今までの経過も含めてまずは市長の方にも説明をし、お渡しをして検討をお願いするということになると思います。</p>
A 委員	<p>あの、ちょっと僕もその性格がよく分からなくなってきましたんですが。市長及び市民に対する提言という形で書いてきて、B 先生も仰ってます対市議会も少し配慮した方がいいって。それはそうなんですけど、これ自身を出すことに市議会の決議はいるんでしょうか？</p>
委員長	<p>全くいりません。</p>
A 委員	<p>いらぬですよ。むしろこの中である安定ヨウ素剤の購入とか、それを配るための予算執行とかいうことが市議会では必要になるわけですよ。だから、私たち自身の提言そのものは、市議会が「なんじゃこんなもん」と言ったとしても、てか、そうならない方がいいですが、市民に対しては出せるわけですよ、この性格のものとしては。</p>
委員長	<p>そうです。要するに市議会にお配りするというのは、そういう議論する立場でおられますし、あるいは市民の代表であることは間違いないので、まず当然そこには先にお示しをし、ご報告を申し上げるということになります。</p>
A 委員	<p>だから、ここでもずっと討論してきてまとめたことのポイントが「とっとと逃げる」っていう。要するに実はこの文章の中での 3 ページの提言の目的の何行目ですかね、8 行目から一応この法律に基づいてますってことで</p>

謳ってるわけですよね。災害対策基本法及びこれに従ってますってことなんですけども、実際にはこの原子力災害対策を読んでいくと、ほとんど30km以内しか放射能は飛ばないみたいな書き方で、しかもものすごい膨大な放射能が来るまで待ってろ、みたいなね。これじゃあどうともならないだろうってことで、市民の方たちに、実際に事故があった場合ってのは可能な限り、「もう篠山市でも逃げた方がいいんだ」と、「一旦逃げしてから安全を確保してくれっていうことを、何よりもそれはえたいっていう。伝えてそこからそれぞれで、原子力災害ってなのはどういうものなのかを学んでいただきたいってことでありね。あるいは、そのときに人の誘導なんかですぐには自分が逃げるわけにはいかない。例えば消防団の方が、だったらせめて専用のカップとか、つまりあらかじめ防護するっていう意識のもとに、そういう体制を作っておきたい。というこなんですよ。一番伝えたいことっていうか。だから、そのへんが伝わるためにね、必要でない議論である所は取ってしまうでいいと思うし、あと反対にこの文章自身も、最初は倍くらいあったのをどんどんどんどん短くして。Dさんの指摘のところで忘れたんですけど、これから5つ話しますって言う中で実は3つしか話してないところがありましたよね。「計測」とか。あれは時間軸を、B先生と話して、事故の時に必要なことと、事故が起こった後の対応ってことを、「長い時間軸」と「短い時間軸」の「短い時間軸」だけにして、まずは事故が起こったらどうするのかを考えてくれっていう提言にしようってことでね。だから、あそこに5つ書いてたのがいけないですよ。こっちは3つに直してるんですけども。だから、そのへんがまずは市民に対して私たちが、「事故が起こったらほんと逃げなくちゃいけないんだ」っていうことを提言し、なおかつそれを市として裏付ける形でヨウ素剤の配布をするっていう。これ全国ではじめてになりますよね。5km圏内以外で配ることは。それ自身が大きい位置を持つんじゃないかと思えますし、あとは消防団ついに真っ赤なカップを買ってくださったそうですので、ぜひそれはそれで並んでいただいて、篠山市消防団は原子力災害に対しての対応を考えてますっていうね、アピールしていただくことで、ぜひ全国の消防団の方たちにも考えていただきたい。あちこちで講演していると、消防団の方が「篠山市羨ましい」って仰ってます。うちの消防団もこれやってくれないかなあっていう。ただ、消防団はね、トップダウンでないと、どこも消防団員の方が何人かがやってほしいって思ってるだけではなかなか動かないので。

まあまあそんなところで。だから、B先生が仰ったことは最初のところに書き入れましょう。議員さんが読みやすいようにということで。

委員長	そうしましたら、今ございましたように、前段でもう少し前提条件という か、書き加えていただくとういうことで、それはそれでよろしいですかね。
A 委員	あと、今の話の連続で、D さんが仰ってる点をどうしますかね。つまり、 ここには再稼働反対を明確に書き込んだわけですよ。付論ということで、 4 ページですね。提言の目的に関する付論。まあこれも、どうでしょうか ね。僕としては、原子力災害対策の観点から対策ができてないんだから、 せめてそれまで動かさないでねっていうことは、抜本的なエネルギー問題 とかそういうことでの賛成反対では全くなくて。だって災害対策できてな いんだからっていうことなので、これぐらい残してもいいかなあと思うん ですが、ただこだわりません。このことを伝えることが一番の主目的では ないので。ただこの文章全体について市長に直接やってくれて言ってる のここだけなんですよね。市長は住民の安全を守る立場だから、ぜひこの ことを国と原子力事業者に対して強く訴えていただきたいですと。
D 委員	A さんの仰ってることと考え方は変わらないんですが、市長に言うべきこ とは、市長に訴えてほしいのは、再稼働反対ということに訴えてほしいの か、こうこうこういう政策を規制委員会には行なってくださいということ を言ってほしいのかということが最後ちょっと違うかなあと思うんです。最終 的には再稼働反対という意味を持つものであってはいいと思うんですけ ど、私は例えば 30km 圏外の放射線防護の対策をきちっと取ってください。 UPZ 外ということですよ。UPZ 外の放射線防護対策をきちんと取って ください。それは 30km 圏外の安定ヨウ素剤の施策ということですけども、 それが不十分ですのでそれをしてくださいということ。それが無い限り は、再稼働には反対です、ということですよ。またその 30km 圏外でも 有効な対策ですよ、避難対策を打ち立てる事が出来なければ、打ち立て ることを訴えてくださいというんですかね。最終的には僕も再稼働反対な んですが、市長には住民の安全を守る立場から、30km 圏外での放射線防 護の対策の徹底を強く主張していただきたいですっていう意味にしたらど うかなあと思っているんです。最終的には再稼働反対というメッセージに なるのかなあという判断なんです、それをどう考えられるかということ なんですけど。
A 委員	1 つは、市長の意志があると思うんです。市長自身は脱原発で再稼働反 対って元々仰ってる方なので、ある意味では市長の思ってるとおりを言っ ていただければいいと思ってね、ここは。で、私たちの立場からは国が責 任を持って避難計画を作っていないんだから、それは再稼働は私たちは認め られませんというので、ここはいいんじゃないかなあと思って。それより、 高浜原発と川内原発の問題がもうリアルに、それに伊方も入ってきそうだ

	<p>と。どこも避難計画できてないわけですよ。まともにね。その中で、避難計画なんか再稼働の要件にしないと政府が進んでることに対して、当然避難計画を考えている私たちからすればそれはあんまりでしょう。避難計画がちゃんとできてもないんだから、最低限避難計画をちゃんと国の責任でしっかりとやった上でなければ認められませんという。何があっても再稼働を認めないという文言にはここではしてないつもりなんですよ。僕はいずれにせよやめた方がいいと思ってますけど、当然ね。</p>
B 委員	<p>まあそれぐらいのことが言えんでは困ると僕は思ってるんですけども。もういっぺんまた建前論になるんですけど、この委員会がですね、原子力「災害対策」計画にむけての提言なんですよ。講義の意味で考えていくと原子力発電所の成り立ちも関係してくるんですけども、もういっぺん言いますけども、この委員会の提言と言うのは、原子力「災害対策」計画に向けての提言なんですよ。ですから、Aさんの気持ちもよくわかるし、私もそれぐらいのこと言わんとどうするのと思わんとこはないんですけど、また百歩譲って、Aさん、付論というのはアドオンソフトみたいな形で書いてくれてはるんで、ずいぶん遠慮しはったなあと思うんですけど。まあそれでも、あえて踏み込むかどうかです。まあ、もういっぺん言いますけど、原子力「災害対策」計画にむけての提言ですのですね。その災害対策計画というのが、原子力発電所の稼働に対してまで言及すべきかどうか。もちろん、大きな意味では全部そういうことになってくるんでしょう。例えば防災計画の中身が地球温暖化まで防いだ方がいいという意見になってくると同じことですね。それはそうだと思うんですけど。微妙なところで</p>
A 委員	<p>まあ、だからある意味では効果の問題ですよ。これ入れない方が伝わりやすいのかどうかという。</p>
D 委員	<p>今、市長は再稼働反対の方なんですよ。ただ、今後はわからないです。それで、ただ、放射線防護ってことでいうと、ここでは原発事故の影響があって、それを防護しないといけないということは反対派であれ賛成派であれ一緒だと思うんですよ。で、今後行政に引き継がれていく対策としては、放射線防護に重きをおいた方が行政の方としてもやりやすいかなと思うんです。市長個人ということ言えばそうなんです、放射線防護対策というのはやはり行政が引き継いでいってほしいなあと思いますので、やっぱり市長には住民の安全を守る立場から放射線防護ということをきちっと求めていってほしいなと。</p>
B 委員	<p>またそれともうひとつね。原子力発電所に反対しとけば、もうあと防護のことは考えなくてもいいんだみたいな、前も仰ってたけども、いろいろ考</p>

	えていくと、「防御するために原子力発電所があるとダメじゃないの」と。「やっぱり反対しなくちゃダメじゃないの」「あんたこの議論ダメだ」というふうに、三段論法で行く方が見えますのでね。確かにあまりその部分は触れない方がいいのかもわからないですけどね。
D 委員	勝手に自分で言っというて折衷案なんですけど、「放射線防護」という言葉をどこかに入れていただくことはできませんか？
A 委員	もちろんそれはいくらでも・・・。
D 委員	周辺住民の放射線防護や確実な避難ができる対策を立てることができない限りは、原子力発電所の再稼働には同意できないとかね。ここの周辺住民てのがどこまでっていうのがありますけど、篠山等の 50km 以降の住民に対しての放射線防護の対策を篠山市長は求めていってほしいなあと思うんです。そこを言える立場に篠山市長はあると思いますので。その文中に「放射線防護」と入れていただいたら、あんまり考え方は私は変わらないんですけど。どうでしょう。
F 委員	すみません、いいですか。どちらかという緊急的な処置というか、対策を中心に書かれているんですけど、結局ひとたび事故が起これば、そのとき火事で逃げるっていうんじゃないで、そこが何年何十年、下手すれば何百年元に戻らないところかもしれない。やっぱり、そういう性格のもので、それは自治体では避けられない。やっぱり再稼働している限りは、燃料ある限りはその絶対的な不安から逃げられないという性質上のものだから、そういうことをもうちょっと盛り込んで、やっぱり完全には守れない、永遠にじゃないかもしれないけど、取り戻せない地域になる可能性があるっていうことを強調した上でやっぱり再稼働反対っていう立場をとっていただきたいなと思います。
B 委員	もう 1 回聞きますが、これを市議に提出された後ですね、この提言書はどのような扱いを受けるのですか。
委員長	要はこれはあくまで市長が諮問してやっていますから、基本的にはこれを受けて市がですね、今後どういう対策なりを取っていくか、仰ってるように対策を検討するわけですから、例えば事前配布含めてですね、そういうことをやっていきますよと・・・。
A 委員	つまりこれは例えばホームページとかに掲載できるわけ・・・。
委員長	そりゃできますよ。要するにあくまでそれはまず最初の段階は、この検討委員会から出ましたよというまをお示しを・・・。
B 委員	いや、要はね、どこまでの影響力があるのかということなんですよ。例えば内閣なんかでもいろいろな諮問機関があって、それぞれの委員会があって、委員会としてはいろんな意見がありますよね。それが法案に徹底され

	<p>るかどうかはまた別問題。極端な委員会もあればそうでない委員会もある。で、そういう委員会から出ましたよ、こういう提言書が出ましたよということを、例えばああいう内閣クラスになると、報道機関にバーツと出ちゃうから、それなりの意味があるんだけど、これがもしこの提言書ってのがね、闇から闇へということになっちゃうと何もならないので・・・。</p>
委員長	<p>それはない。今度この委員会で承認されたらですね、私がちよっと立場が複雑なので副委員長とかで一緒に・・・。</p>
B 委員	<p>今ちよっと聞いたかったのは、提言書が承認されるかされないかということが前提になるわけですよ。</p>
委員長	<p>この委員会でしょ？この委員会でこれで提言書が完成しましたよということになると、後日時間の設けて市長の方にこういうことで委員会としてまとめたのでぜひ参考に市の今後の対策を取ってくださいと、そういうことになるんですけど。</p>
B 委員	<p>で、結果的にその提言書なり委員会の諮問機関の委員の意見というのは、その提言書がどの部分に生かされたのかっていうのは、政策として出てくるわけですよ、政策書として。市の場合にはどういう経路になるんですか。市議会で次にまた諮問委員会か何かを作って我々の提言書を基にして新しい規約であるとかそういうものを作られるんですか？</p>
委員長	<p>いや、そうにはならない。要するに具体的な事業になりますから、ひとつは市が計画を作って、予算が絡みますからそれを議会の方に提案をする、あるいは・・・。</p>
B 委員	<p>わかるんですけどね。その実際の予算なり何なりわかるんですけど、その前に思想的な問題としてね、篠山市としてはこのようにしていくという市政に反映された文言というのはどっかで表記されるんですかね？この内容の中で提言された中でこの部分は採択されてるっていうふうな・・・。</p>
委員長	<p>それは基本的に防災計画に反映するんやな、ひとつは？</p>
B 委員	<p>いわゆる、これまでの水害とかで災害防災計画であのぶ厚い本ありましたよね、篠山市の。ああゆう中にこの内容が採択されるってことですよ？あるいは一部掲載される、あるいは昇華されたものがその中に反映されるってことですか？いや、もしね、反映されないんだったら言うてるだけってことになっちゃうんで。</p>
事務局(課長)	<p>他の5km圏とか30km圏であれば原子力の計画という形できっちり謳われているものを、原子力防災対策編というような、水害対策と同じような形で作られてるんですけども、今回の場合は国、県の絡みもあってそれができないという形で・・・。</p>
B 委員	<p>ですからね、最初に申し上げたとおり、この委員会が発足したときに申し</p>

	<p>上げた、いわゆる原子力災害対策なんていうのは上からの物で、国の政策があり県の政策があり、そして地方自治体によって下ってきますから、その中で地方自治体ができるいわゆる裁量権のある部分なんてのははっきり言ったら、かなり知れてると思うんですよ。ただ、「その中で篠山市の独自性を出すのはどこまで可能なんですか？」ってことで最初に僕は申し上げたと思う。今回の提言書はこっだけエネルギーを使ってみんなでこうやって集まって作ってですね。その部分が市の正式な防災計画書の中にどの部分で反映され、どの部分で反映されないのか、取捨選択されるのか、いろいろ結果を聞いてかないと、あんまりこれ以上詰めてもしゃあないんじゃないかなというところがあるわけですよ。意見としてこういう意見がありました。それはそれで夏休みの宿題じゃないですけどいいんですけども、それ以上に市政そのものに何らかの影響というか貢献が出来たか出来ないかといういわゆるイミダスが欲しいんですよ。逆に言うたらね、それをもって今ここでどこまでね、AさんにしてもDさんにしても今一生懸命になって考えてはることは、はっきりいって提言書だけやったら何言ってもかまへんですよ、ほんとはね。実際の政策の中に書かれるとなったことを考えて、彼らはたぶんものすごく一生懸命になつとるわけですよ。だから、それによって無駄なエネルギーを使うのか使わないのかということになってくるので。ごめんなさい。僕ちょっと語弊があったかもしれませんが。</p>
委員長	<p>これは委員会でまとめていただいて市長のほうに報告いただくんですが、それ以後市はこういう取り組みをします、こういうパターンで明文化していきますであるとか、そういうことについても、当然またこの委員会にもお諮りしながら、こういう形で市としては取り組んでいきたい、あるいは残していきたい、こういった問題はどうでしょう、というような形で、引き続きこれについてはまた一歩進んだ段階でご報告したりご相談したいということで考えておりますが。</p>
B 委員	<p>ありがとうございます。僕はそれが聞きたかったんです。ということはですね、今提案する側の我々としては、言いたいことを全部言っておいて、あとそれをどのように料理されるかは、行政側と我々がもう一度折衝するというのが一番能率的じゃないかと、それが言いたかったんです。</p>
委員長	<p>はい。そういうことだと思います。当然市長のほうにもそういう願いをします。</p>
B 委員	<p>ですから提案する側の中でこれ以上時間を食うよりは、という意味で僕は申し上げたんです。</p>
委員長	<p>ではほかに何かこの提言について、はい。</p>
G 委員	<p>提言書を読んできて思ったことが2つあるんですけども。放射線の人体</p>

	への影響というものが、どの数字でどのくらいあるかということがよく分からないので、資料でカラー刷りしてもらってた・・・。
委員長	このことですか。
G 委員	はい。そういうものを付けていただけたら嬉しいなと思ったのと、あとこの原案 6 の中で、全部重要なんですけれども、その中でここだけは心にとめておいてほしいなというところがあったので、下線を引いてもらえたらうれしいなと思うんですけれども、その 5 箇所を言っていていいですか。
委員長	どうぞ。
G 委員	3 ページの下から 9 行目の、「原子力災害はひとたび始まってしまえば事態を把握することはとても難しく、政府も電力会社も容易に止めることができないうし、原子炉内部で進行していることすらなかなかつかめないことです。」というところと、4 ページの太字化してあるところから 4 行目のところで、「原発は稼働しているときのほうが危険ですが、稼働していなくても、使用済み燃料プールに重大な支障があれば危機に陥ります。」というところと、15 ページの上から 2 行目の、「重要なことは、もちろん篠山市は市民を助けるための最大限の努力をしますが、すべてのケースを想定できるわけではないので、それぞれの力を発揮することが問われるということです。またそれぞれの家庭や地域、学校、職場などがどのような状況におかれているのか、個別的にどのような問題を抱えているのかはそれぞれの現場の方が一番よく知っているの、その個別性、パーソナリティに即してあらかじめの準備を重ねておくことが重要です。」というところと、27 ページの上から 4 行目で、「安定ヨウ素剤があっても、副作用に関する知識が不十分であって過度に怖がったり、どの時期に飲んだらいいのかという知識がなかったら、実際のときにはなかなか的確に飲めないということです。」というところと、28 ページの、下線がついてる下の行で、「なお重要なのは避難するときには、安定ヨウ素剤の服用は絶対に必要だということです。」その 3 行下に、「避難とヨウ素剤服用はセットで考えるべきなのです。」というところと、5 箇所下線を引いてもらえたらいいかなと思います。
A 委員	はい。これは良いと思います。
委員長	はい、ではそういうことで。 他なにかご意見はございませんか。
A 委員	ええと、この表に関してはですね、これ入れても、要するにこれ全部外部被曝なんですよね、基本的に。原発事故の場合は問題になるのが主に内部被曝ですから。それから、左側は全部医療ですよね。医療っていうのはそれこそ B 先生とか毎日のようにやってらっしゃるんですけども、デメリットを明らかに上回るメリットがある中で、あえて放射線を使って治療して

	<p>いるわけですよね。逆に右側の自然放射線も、これは生きている限り避けられないものですよね。それと違って原発から出てくる放射能は吸う必要が全くないものなので、そういう前提条件が違うものを出して、しかもこれは内部被曝が全然書かれてないので、かえって混乱するかなど。</p>
G 委員	<p>この表でなくてもいいんですけど、たとえば 50 ミシーベルトでどういう影響が出てくるかとか、そういった人体への影響がどういうものがあるかということが、数字も合わせて見られたらいいかなと思うんですけど。</p>
A 委員	<p>ただだいたいね、ものすごい高い数値になるんですよ。このぐらいだったら 1 グレイで半分くらい死にますよ、とか、原発事故の時のリアリティがあんまりこう・・・。</p>
B 委員	<p>お気持ちはわかりますし、確かに報道関係は全部こういう表を使います。我々専門家からしたら、ある程度 A さんのおっしゃるとおり、ちょっとナンセンスな部分もあるんですけども。小指の先のやけどと体 3 分の 1 のやけどとでは全然意味が違うというのと同じことですよ。そういうこともあるし、ただ確かに、何らかの基準として、「数」というのは武器になりますのでね、あなたがおっしゃるとおり。だから何らかのデータソースが欲しいというお気持ちはすごくよく分かるので、ちょっと検討させてください。ただ、先程の A さんの意見じゃないですけど、50 ミシーベルト、IAEA のデータにしましてもね、あまりクリアカットじゃないんですよね。ここに書いてあるのと比較したらものすごく安全じゃないかということになっちゃうんですよ、実は。「そんなん病院に来て CT の写真 3 回ぐらいやったら 50 ミシーベルトいくんちゃうの。」と。それやったら病院に行くたびにヨウ素剤飲まなあかんのかと、そういう感じになっちゃうんですよ。ですから、実はこういう表というのは、制作側というか、原子力発電所側が良く使う表なんです。安心していただくためにね。それはそれで別に僕は悪いとは言いません。ただ、物差しというのは使う側によっていろんな使い方が出てきますのでね、ちょっと慎重になった方がいいかなというような考え方なんです。でも確かに何かの物差し欲しいですよ。気持ちはわかります。ですからちょっと考えさせてください。</p>
委員長	<p>他なにか。はい、どうぞ。</p>
H 委員	<p>私事前に資料 4 としてお配りしております、提言に関する意見のほうを申し上げたいと思うんですけども。私は原案 6 をちょっと読んでなかったので、原案 5 に対してなんですけど、これが基本的に先程 B 先生もおっしゃっていただきましたけれども、まずは委員会から市あるいは市長へ提言するというものだと思うんですね。</p>
A 委員	<p>いや、そこがちょっと僕認識が違っていて、市長に提出することを通じて、</p>

	ホームページとかに掲載してもらって、市民に対しても向いてるものなんですよ。
H 委員	<p>もちろん書かれた A さんのこの提言が、たとえば市側は災害対策計画を策定するにあたって、そのままスライドしてそれを計画にするっていう、その内容にそのままなるのかもしれないです、それはもちろん市民に対して。ですけれども、委員会からまずは市に対しての提言ということには、主に私の意見としては、提言でありながら何を提言しているのかが、市に対してですね、この委員会から市に対して提言しているのかがいまいちはっきりしていないんじゃないかというふうに思っています。それは順番に書いてるんですけれども、もしそういう性格の提言というものであるならば、提言 1、提言 2、提言 3、提言 4 という、箇条書きで何を提言するのかというのを、もうすこしこの提言書というのに添えるべきじゃないかというふうに思っています。それが主にこの内容に関しては 3 点が大きなところではないかというふうに思っています。1 つは、私が提言 1・2・3 で書いたんですけど、市が 10 条通報において原子力災害対策本部の設置と避難準備の発令、避難準備の発令ということの中にこの提言書の中では、屋内退避命令と自主避難勧告という 2 つが含まれているんじゃないかと思うんですけれども、それを行うべきであるというのが、一番大きな柱じゃないかと。2 つ目に関しては、市は原子力災害時におけるパーソナルシミュレーションの重要性を市民に伝え、それを行うことを手助けする、そのために必要な策を講じるという、それが市に対して、委員会から市に対してというのであれば、提言になるのではないかと。3 つ目に、市は被曝防護のための安定ヨウ素剤の事前配布を速やかに行うべきであると。ここにはその安定ヨウ素剤の重要性というのは書かれているんですが、もう既に配布スケジュールというのを配っていただいていますので、配っていただくということが実際に実行に移るんだなというのが今日初めてわかったんですけども。備蓄している段階で、今年度中に配布すると言っていたのが、委員会がそんなに頻繁に開かれないということもありまして、委員としても本当にやっていただけるのかなというのがあったので。これは省いてもかまわないかと思います。2 番目に、提言書を受けて市長並びに市議会がどのような対応を取るのかが明確ではないと思うんです。市長が、この第 15 条通報、原子力緊急事態宣言が発令されてからの屋内退避並びに避難勧告では、兵庫県の放射性物質拡散シミュレーションによる地理的条件等を踏まえた場合、初動が遅れてしまうので、国では 15 条通報の場合でも篠山市では 10 条通報の段階で、市独自に対策を講ずるという旨を、それを実際にやるのかどうかというのを、やはり災害対策計画の原子力版という</p>

のが策定されない限りには、実行にどの市町であっても実行に移すことが難しいと思うんですね。それで、この3番目になるんですけども、実際にこの提言書を出した後にですね、行政のほうで、原子力災害対策防災計画というのが本当にできるのかというのが、やっぱり明確ではないんですよ。先程B先生がおっしゃっていただいたように、提言だったらなんぼでも言えるんです。ただし、それを実際の実行に移すかどうかというのは、やはりそれを裏付けるものがなければ、提言だけではとても不足であるということなので。じゃあこの委員会から提言として市に申し上げるものには、その計画を策定してくださいということが言えないのかというのが、私の考えです。裏に行ってください、その防災計画の原子力版というのを作ってくださいとこちらからお願いするのであれば、それはどのようなスケジュールで、どういう内容を盛り込んで、県や国とどう整合性を取るのかあるいは取らないのか、そのあたりの議論というのを、この提言書の後にどのような議論がこの委員会のレベルでも、そして市議会でも市長が、実際にはこの委員会からは提言しかできないので、決めていただくのは、市あるいは市議会の中でしかできないわけですよ。そしたら、その段階になった時に、今現在の酒井隆明市町ではないかもしれないですよ。まだ今は人気が残っておられますけれども。そういう時にこの提言したことが、やっぱり県も作ってないし、関西広域連合もPPAに関して何もやってないし、実際篠山市としては今どうすることもできないんですよ、お茶を濁してそれで終わりという、そういうことになってほしくないなという思いが私の中にありまして。そして4つ目ですけども、早期避難の慈雨要請を論じつつも、実際に原子力災害時において市がどのような対応を取るべきなのかというのが、いまいち具体的じゃないんじゃないかと。具体的などころまで行く必要がないというご意見ももちろんあると思うんですけど、じゃあ実際に10条通報になった時点で市長は、避難というのを「とっとと逃げてください」と言うのかどうかですよ。10条通報ということ自体の、それがいったい何なのかということもまだ委員会で何も話し合われてませんし、私は応急対策の専門部会の部会長でしたけども、その応急対策のほうでも、10条なのか、OILとか、いろんな基準がありますよね。そういうことについて、実際は何も話し合われていないという状況です。まあ実際、とっとと逃げてくださいというふうに、10条通報が国のほうで発令された時点で篠山市長が言ったところで、それはあくまでも自主避難ですよ。それで、屋内退避と自主避難、じゃあ逃げる方が先なのか、屋内退避したほうがいいのかという、市民はどちらを選択すべきかというのを、最初にパーソナルシミュレーションであらかじめ自分だったらどうするかという

のをしておく方がいいよというのがあると思うんですけども。特に自主避難してくださいよということに関して、とっとと逃げてくださいと言うのであれば、全くとっとと逃げてくださいと言うことに対しての交通手段であるとか、あるいは避難先はどこなのかとか、あるいは受け入れはどうするのかとか、そういう全く自主に任せるというのを市長が発令するか言うのがいいのかどうかという、そのあたりが、市長はいったいどうしたいのかということがこの提言書の中で、もうすこしじゃあどうするのかということ、ちゃんと出来ないかもしれないんですけども、もちろん計画書というのを策定するにはどこまで盛り込むのかという、それが提言だけでは明確ではないので。私としては、全く自主避難であるならば、別に 10 条通報まで待たずに何か少しでもおかしいというふうな時には自主避難するという市民が居てもおかしくないと思うんですよ。篠山市の市長も、何かありました、じゃあ 10 条通報待たずに災害対策本部を設けて何かやるという、そういう待たずに何かできることもあるんじゃないかというふうに思いますし。それが実際にどうなのかというのが、投げかけたいところで。5 番は省いていただいているんですけども、それがこの原案 5 に対しての私の意見なんです、それにさらに加えて、この提言書を市のほうを受けて、それを受けっぱなしではなくて、さらにそれを篠山市の意見として県へ上げるとか、国に上げるとか、そういう活動を是非していただきたいなというふうに思うんですね。B 先生にしろ A さんにしろ、篠山に来ていただいて、篠山市民の原子力防災対策のことをすごく考えていただいて、市民としてはとてもありがたいと思っています。なので、市民としては、この提言が提言されっぱなしではなくて、それを実行が伴うように、市長がもっと上に物申してもらおうというようになってもらわないと、D さんがおっしゃってるような、関西広域連合に PPA の、30 km 圏外の UPZ 外の基準について、個人が篠山市長は原発に対して反対かもしれませんが、反対だからと言ってそのことを県に対してしてとか、少なくとも国に対しては、何かその要望書なり意見書なり、そういったもので表してもらったものというのは一つもないと思うんですよ。何となく首長の会とか入っておられて、原発に対してご意見があつて、反対かもしれないというのはわかる人はわかるかもしれないですけども、実際にご自身が市長として、国なり県なりに意見を上げたということがないので、そうすると篠山市はこうなんだというのをもっと明確にさせていただいたほうがいいと思います。そのことを私個人が市長にお願いしますと言っても全く何の効果もなくて、委員会の意見としてそれを提言としてあげるというのがいいんじゃないかなというのが、思っています。SPEEDI をここに書いてますけ

	<p>ども、この原子力災害対策指針の避難に関しては、国は SPEEDI を活用しないとってます。だけど風向きであるとか、あんなにたくさんお金をかけて作ったシステムを、避難基準には全く使わないというふうに言っていることを、じゃあ兵庫県もその時に、SPEEDI ではないですけどもシミュレーションして、それが避難計画あるいは実際の避難に反映されるかどうかとか、そういうところで篠山市として意見を上げていただくことはできるんじゃないかと思っていますし。篠山市が緊急時において自主避難を奨励するのであれば、たとえば姉妹都市とかありますよね、防災協定結んでいるようなところと、互いの緊急時の避難場所を融通し合うであるとか、それがたとえ自主避難であったとしても、市独自の外交じゃないですけども、自治体地方公共団体のレベルでの、他の近隣であるとかとか、連携をするところがまだまだあるんじゃないかというふうに思うんですね。そういった実際の近隣市であるとか、あるいは離れた防災協定を結んでる、交流がもともとあるようなところであるとか、そういうところと率先して原子力災害対策の協定なり避難場所を融通するというか、たとえばそこまで行くバスなり、手段がなくても、少なくとも避難場所があれば、どこに行ったらいいんやろうという時に、じゃあここに篠山市は避難するときはお互いに受け入れが可能な、というようなことがもしかしたらかのかもたないですね。そういった話し合いというのもまだ何もなされていない状況なので、私としてはそれを提案したいですし、提言の中に盛り込んでいただけないかというふうに思っております。以上です、長くなりましたけども。</p>
委員長	はい。他いかがでしょうか。
D 委員	<p>よろしいですか。今 H さんが言われた、これが冊子だとかなり分厚い提言になるんですけども、この提言のエッセンスを、各提言内容のポイントを示されるというのは賛成です。その方が、なかなか読む時間がない方も多いので、具体的にどういうことを要望されてるのかなということがよく分かって、とても良いと思いました。また、市長に対しても、具体的にこういうことをしてほしいというのがよく分かります。私がさっき A さんとの議論でも言いましたけど、何を市長に、県なり国なりに訴えてほしいのかということが、先程 H さんすごく詳細に言われて、施策において、避難にしても、具体的な避難先とか近隣との連携とか、SPEEDI とか被害予測のことですとか、それが全く国とか県に欠けてるところですし、そこを言っていく意義っていうのは、篠山には役割といいますかね、あるんじゃないかなと思います。そこをやっぱり市長にぜひともやってほしいなと思います。</p>

委員長	他いかがですか。
I 委員	<p>今の H さんの意見を踏まえてなんですけども、この計画が市長に対しての提言ということと、A さんが言われるように、市民に対して伝えるといことの効果と、A さんは両方を目的にして作られたという、まあおそらく B 先生もそういうふうに使われているんじゃないかと思うんですけども。市民に向けての効果を狙っているというところが大きいのかなというふうに感じるんですけども。A さんと B 先生は、市長に対してはどのような効果というか、どのような具体的な内容をこの提言で求めていると考えられていますか。市民に対しての効果は理解できたので置いておいて、市に対して、市長に対してどのような提言であるというふうに考えておられますか。</p>
B 委員	<p>僕は正直申しますと、市長に対しては特に何も考えておりません。ベクトルは市長には向いておりませんので。というのはどういうことかという、市長というのは確かに市民の代表ではありますけども、選挙権は無いというふうに考えておるわけです。どういうことかと言うと、僕はこの委員会で一番とにかく期待しているのはね、最初に僕なんべんも言いますが、こういう大きな原子力政策というのは、いち自治体の問題ではもちろんないです。さっきからいろんな方おっしゃってるとおり、近隣の自治体との関連、国との関連、いろんなところから成り立ってます。あるいは一つの政策に関しても単なる防災計画だけではなくて、我々医師会であるとかあるいは薬事法とか、いろんな方がいっぱい絡んだわけですよ。その中で、我々がいち地方自治体の中でどれぐらいのことができるかなど。最初から僕なんべんも言ってますけどもね。僕がこの委員会で何を期待しておるかというのは、もちろんまず一番の当事者である篠山市民の方の不安を取り除く、あるいは将来の健康を考える、これがもちろん基本です。これはもう我々それをまず目標に考えてますけども、それは何もとりもなおさず篠山市というドメスティックな問題だけではなくて、日本全体に伝わる、ちょっと大げさに言うとね、そう考えてます。どうやってそれが伝わるのかという、要は地方自治体でこれだけの提言書が出たということは、これは何らかの形でどこかには反映されていくと思っています。ベタな言い方しましたが、国がいろんな政策とか方針を決める場合にはいろんな調査をいたします。それは他の自治体がどのような動きをしているか、他の団体がどのような動きをしているかということをお必ず調査いたします。我々が研究をする場合もそうですよね。他の国、他の団体がどのような研究をどこまでやっているか、それに関する安全性はどこまではっきりしているか、それをまず調査する。そんなこと全然調査せずに新しいものをヌルから始めるようなことは絶対しません。その中で、国がもし将来原子力政策</p>

	<p>をもういっぺん考えるとき、我々がこの篠山市という一つの小さな地方自治体でここまでやってきてこれだけのことを考えたということは、何らかの形で僕らはそれに影響してくれるんじゃないかと。それが私の、ちょっと大げさですけど、私自身のこの委員会に参加した意図です。もちろんですから、一番足元の篠山市民のことはもうまず最初。でも我々どうしても、国民全体を診るわけにはいきませんので、自分の診た患者さんを中心に全体のことを考えるというのが研究者の建前なんですけどね。ですからそれと同じことで、この篠山市の例というのがいろんな国の政策に良い意味での影響を及ぼしてしてくれないかなと。それが一番の期待です。だからいち市長であるとか団体とか、そういうものを目安にはしていません。</p>
A 委員	<p>そうですね・・・。僕は一応酒井市長には期待をしてるんですが。いろいろ動いて欲しいと思ってるんですけども。まあざっくりその、Hさんの言っているようにもう少し書いていることを提言という形でまとめてポイントにするのが、やっぱりそれはいいのかなというふうに思いました。そのうえで、その十条とか十五条とかそういうことっていうのは僕が出してから1年くらい経つんですよね。だからすごく僕が提言書をまとめる時に、この原子力災害対策の指針に基づいて2つの部会を作ってやって、割とそこでは細かい討論も試みたんですけども。すごく思ったのは、正直言ってこの原子力災害対策指針の前提になっていることとどう向き合うかなってすごく考えたんですね。だからこれ十条っていうのもかなりひねり出したところで、いつ逃げるっていうことを言い出すのかっていうのは、ものすごい膨大な放射能が来てから逃げろっていうのが国の指針なんですよね。そんなのとても待ってられないっていう。でも何か目安を作らなきゃいけないっていうことから言うと、福島原発事故の例だと数時間後にはもう十条出てるので、だからいわば十条は、「最低でも十条出たら逃げてね」みたいなところでね。そこから、ちょっと僕の理解では、じゃあ十条出た時に市長はどこに居て何をするのかとか、そういうふうなことをこれを前提にして決めるっていうことになるんじゃないかなと思って。それをここに書き込もうとすると、割と、どういったらいいのか、細かくなっていっちゃうっていう。細かくなるというよりもね、もっと逆に言うとかかなりアバウトに決めるしかないと思ってるんですよ。だからその時のことによってかなり違うので。だから結構これを作るうえで各自治体が出してるやつをたくさん読みましたけども、読んでると腹立ってくるんですよね。なぜ腹が立ってくるのかというと、書く側はかわいそうだなと思うんですけど、絶対現実にはリアリティを持ってできるとかってないことを、たくさんの方が、各県が書かされてるんですよね。すごくそれを感じます。前提がちょっと</p>

	<p>違っちゃったら全然成り立たないような。どこだったかな、伊予市長だったかな、脱原発市長会議の時にはっきりおっしゃってました、「複合事態は想定してません」と。「市で災害対策をやらざるを得ないから書きました。しかしはっきり言って複合事態は想定してません。とても複合事態を想定した計画書は作れません。」と。だけどもないよりもましだということで、もう正直に言いますと。「この私たちが作っているものは、大地震、大津波と一緒になったらもうできません。」ということをおっしゃって帰ったんですよね。だからその、僕は具体的な逃げる先をね、やっぱり最低限市役所が、篠山市からみんな逃げるんだったらどこに篠山市の機能を持っていくのかということとかは、あらかじめ考えて打診しておくとかというふうなことはやるといいんじゃないかなと思うんですけども、それも打診してみても相手側がそのように思ってくれるかどうかとか。あるいは近隣とのやつも、たとえば E 団長が丹波市の消防団もね、是非そういう意識を持っていたらこうということで、丹波市と篠山市の合同の消防団の幹部会議に僕も招いていただいて。まあ丹波市の方もこれはやる必要あるなと思ってくださったんですよね。ただその後には水害とかがあって、その後のスケジュールは組んでないんですけども。だからこう、提言で書いちゃうと、できないことがいっぱいできちゃうような気がして。みんなやってみないとわからないみたいな。それをもう少し、この提言書の中を一つ一つ落とし込んでいく時にね、もうすこし具体的に話すといいのかなと。思いつつ僕、さっき言いましたけど、避難弱者のところだけちょっとオーバーして書いちゃったんです。なんか書かないと気が済まなくなって。あそこだけすごく細かく、とろみ剤を用意しろみたいなことを。経管栄養剤ととろみ剤が無かったらピンチだよというようなことを書いてるんですけども。現実問題としては、介護施設の場合はそもそも介護施設そのものの社会問題があるじゃないですか。人手は足りないし、その職員の方たちにパーソナルコミュニケーションって言ったってやれるのかっていうね。もうちょっと何かあらかじめ、「これを読んでくれ」みたいなものを持っていかないとけないなと思うんですよ。この避難弱者っていう本を薄いパンフレットにしたようなものとか持っていくかなとか。だからそういうリアリティに一つ一つここから落とし込んでいくっていうふうな。この H さんで言うと前半の方のやつをこの内容の提言のまとめとして置いたうえで、あとはどうなるかな……。具体的に何をするのか……。どうしたらいいんでしょうね。</p>
B 委員	<p>ちょっといいですか。市議の方なり市長がこういうのを見た時に、まあ我々が人の科研費なんかの申請を標記アするのもそうなんですけども、総論賛成で各論反対っていうのはあるんですけども、総論反対で各論賛成って</p>

	<p>うのは無いんですよ。何が言いたいかっていうとですね、この提言僕は賛成です。良いと思うんですよ。たぶん市議の方やったらそこしか見ないかもわからない。それでいいです。少なくともこれは総論的な12345であつたらそれでよいと思うんですよ。それで賛成していただいて、あと先程副市長さんからも言っていたとおりの、それぞれ詰めていくわけです。というお言葉をいただきましたのでね。僕はそれが欲しかったんですよ本当は。提言した後がどうなるのかなっていうエビデンスが欲しかったんですけども、それに関しては実際の防災計画に入る段階でこれを資料として詰めていくということですから、そのためにまず総論で賛成していただいて、各論はその時にもう少し詰めたらいいいんじゃないかと。だからこれがどうでもいいって言ってるんじゃないですよ。そうじゃなくて、内容を全部反映した総論として、Hさんのおっしゃったとおりの提言の1234567、ちょっと僕どうかなと思うような提言も1箇所ぐらいありますけども、それはそれとしてあとで詰めるとして。僕はそれ大賛成ですけどね。</p>
A 委員	<p>はい。これを加えて、肯定的な文言に変えて、原子力災害時においてどのような対応をすべきかが「具体的ではない」というところを「具体的に考えてください」とかそういうふうに。あとは、ヨウ素剤のことももう市が進めてるんだから、提言の中には逆にちゃんと書いておいたほうが、提言がされたことにされたことに対して市が今動いていますっていうことにもなると思うし。</p>
H 委員	<p>私、提言書をまったく別の委員会で抱いたことがあるんですけどね、篠山市のまったく別の委員会で。それは、エネルギービジョンというのを篠山市が策定する時に提言書を出して、それでエネルギービジョンが篠山でできたという経緯があるんですけども。篠山市の現実としては、提言書は出しっぱなしっていう印象が私の中にありまして。提言書を出して、ビジョンはビジョン、計画は計画でしかないんですよ。というのは、たとえばエネルギービジョンの場合は、5年に1回環境審議会っていうところで、その1回しか見直しがかからないとか、たとえばこの計画書が出されても、それが頻繁に見直されるようなものではないんですよ。実際にこれが打ち上げられてしまった後は、もう全くそれが放置状態になるっていうのが目に見えてるんですけどね。</p>
B 委員	<p>それに関してはね、これも水掛け論になるかもわからないけども、実は僕もそういう経験をしたことがあるので、ああいった形で逆に落とすところを作って実は僕は聞いたんですけどもね。</p>
H 委員	<p>最初からそれが提言書を出すっていう今の段階においては、どこまでを市に求めるのかっていうのを、提言書の中にあらかじめ具体的に書いておく</p>

	方がいいんじゃないかっていうのが。
B 委員	もちろん。
A 委員	そうですね。
D 委員	ちょっと横から言いますが、この提言は、一つは篠山市の原子力災害対策の憲法みたいなものだと思うんです。H さんが出されたこのポイントですね、エッセンスは、その憲法の要約版という気はしてるんです。憲法っていうのは、日本国憲法でもそうですけど、基本的に権力を縛るものですよ。それは明確な方向性があると思うんです。B 先生は誰に対するものでもないと言うてんですけど、
B 委員	いやそれは、私の思想を問われたのでそう答えただけで、委員としてはまた別ですよもちろん。
D 委員	だから、ある程度方向性を決めて、これは市長にこういうことを言ってるんですよっていうことがわかる、差出相手がわかる手紙っていうのがいいかなと一つ思いますので。
B 委員	あの一つだけ誤解無いように、委員として活動している以上はもちろん市長に対しての提言ですから、これが建前でございます。ちょっと誤解があったようですので。
A 委員	はい、だからこの最後のまとめの前に、H さんから出していただいたものを盛り込んで、でもどうなんでしょう、SPEEDI とかも書いたほうがいいかな。
B 委員	本当はね、SPEEDI って、たとえば SPEEDI をもし利用するとなると、その SPEEDI を評価する人、いろんなデータとして出てきたものは無視できなくなるんですよ。
H 委員	それね、SPEEDI はただの一例なんですよ。
B 委員	いや、わかってるんですよ。だからね、それを文言として入れちゃった場合に、データっていうのは多ければ多いほど良いつてわけじゃないし、それを活用できるだけの人材なりなんなりが無くて、かつデータを利用するとなるとかえって混乱を招くことになるっていうのはたぶん市からの答弁であると思うんですよ。だいたいこんなのは予想できますので。どこまでその、かえって SPEEDI っていう言葉にいつぺんに皆さん反応すると思う。方策にしても何にしても、採択するかどうかっていうのは削除法でいきますから、その中に不適切な文言があったらそこから削っていきますのでね。ちょっとかえってマイナスかなという気は僕したんです。ちょっと具体的な話としてね。
A 委員	H さんの書いてくれた5つの内容を全体の、これまとめて言ってもただ文言書いてるだけなので、そのこのまとめのところにこれを入れて、でいい

	んじゃないかな。
H 委員	やっぱり市に対して要望すること、市民に期待することってというのが、この中でちょっとごっちゃになってるところがあると思うんです。
A 委員	それはあります。
H 委員	なので、市長、市議会、このベクトルが期待する方向をもう少し分けて整理するといいいんじゃないかと思うのと、この提言書が出た後にそれを行政のほうで受けて、それをもっと活用していただきたいっていうか、これをもって篠山市はこういう活動してますっていうのを、他の市で期待されている、篠山市ってなんかすごっていう勘違いされているところがいっぱいあると思うんですけど、じゃあ実際に実が伴うように、篠山市はこういうのをやってるっていうのが、他市に影響及ぼしたいっていうふうに思われてる方もたくさんおられますし、市のほうがこの提言書を活用していただいてももっとおおびらに委員会からこういうものが出て、市としてはこういうのを政策の中でやっていますっていうのを言っていただく、活かしているものにしていただきたいという思いがあるんですね。なので具体的にこうだということのを、委員会のほうから指示というか提言しない限り市は動かないと私は思います。行政の方はこれ以上仕事増えるだけっていう感じで動きませんので、じゃあ実際何をしたらいいのかっていうところまで、市民向け・市向けっていう分けられた形でこの委員会から提言を挙げるっていうのはいかがでしょうか。
A 委員	これを市民向けと市向けに分ける？
H 委員	これはこれでいいですよ。これを市民向けで実際に A さんが市長にやってほしいっていうのは・・・
A 委員	この提言以外に意見書として出すということ？
H 委員	意見書っていうか、これをどうしてほしいかっていうのを市に出すということですよ。市長は住民の安心安全の立場から是非このことを国と原子力事業者に対して強く訴えていただきたいですと、5 ページのところ、これしか市長に対しては直接書かれてる文言はないっていうふうにおっしゃってましたよね。
A 委員	そうですねってないです。
H 委員	反対にそれが再稼働をどうするかっていうことなので。それとは別に、この提言書を市長としてどうするのかというのを、それはまたこれにちょっと付け加える形が私は良いんじゃないかなと思うんですけど。
A 委員	はい、だからもう一度このまとめのところ、委員会として市長と市民に対して、市民に対してはもうここで随分言ってるので、まとめのところでは市長に対してこの点をとっていうのを入れたらいいんじゃないですか

	ね。
E 委員	これ委員長、さっき私が言ったとおり、まあ提言書が出ますよね。出て、市長が見て、市議会に対して何らかの形でアクションを起こされて、それで検討会をやって、ということやけども、一方通行ではないからね。
委員長	ないです。少なくとも、これがまとまった時点では市長に直接お渡ししていただくと思っておりますから、その時には委員会全員なのか代表になるかわかりませんが、そういう思いも伝えていただくべきだとは思っております。
E 委員	はい。だからそういうことで、Hさんはほんまに具体的なことも言うてくれてるんやけども、正直今の災害対策委員会をいつもやりますよね、台風来たりしたら。けども、やっぱりレベル的には同じ意見じゃないし、考え方も違うし、複合の災害が来た時にね、これ原子力だけじゃなしにそこへ地震の災害が来たりしたら、我々それどころではないわけですよ。というようなことやら含めたらものすごく難しい状態なんです。私の意見としたら、まとめたやつをまず市長に渡して、それから委員会、市議会で検討していただいて、そこでね、また補足説明なりいろんな形の中でお二人に来てもらうなりね、Hさんに行ってもらったりDさんに行ってもらったり、Dさんは部会長やから。そういう形で進めたらどうですか。
A 委員	はい。あと僕は是非これはホームページとかで公表していただいて、講評していただくことがある意味ではね、なんというか、市のほうとしても、出されていることとの関係で頑張ろうっていうモチベーションにもなっていたらと思うし。これを最後のところにまとめこむっていう形でいいんじゃないですかね。
委員長	そうですね。あとは当然、市長に報告していただく時にはマスコミさんも呼んでですね、当然新聞でもそういうことが行われたというような、まずそこでちゃんと市民の方にその動きがお知らせできるような形にはさせていただきたいというふうに思っております。 だいたいこのようなことでよろしいでしょうか。はい、そしたらですね、これについては今日またいろいろとご意見出ましたので、
A 委員	結局あれはどうなったんですたっけ、一番最初の再稼働のところは。もうちょっと放射線防護とかそういうのを書き加えて、ということでしたね。
D 委員	さっきのHさんとの意見もあるんですけど、市長にはいろんなことを要望してほしいという考えです。
A 委員	わかりました。
J 委員	委員長すみません、よろしいでしょうか。
委員長	はい、どうぞ。

J 委員	<p>県民局として参画させていただいている中で、県民局は必ずしも県の防災についてその責任の全部を負っているというわけではない中でこの委員会に参画させていただいて、今日初めて議論をお聞きさせていただきました。その中で、かなりレベルの高いお話をされているというふうに私感じまして。いわゆる時系列でいいますと、前回のこの会議が開催されたのが2月、今回この時期に開催される中で、原子力の災害対策の指針がこの4月に出されているということになります。そうすると、4月に出されるまでの県の動きの中でいきますと、D 委員も言われたように、たとえば関西広域連合のほうでは、原子力対策に関する申し入れとして、PPA の導入でありますとか、安定ヨウ素剤の投与基準の整備といったものについて、県の防災部局の方は要望もしております。しかしながら、今回の対策指針の中ではPPA は削除されている。安定ヨウ素剤の記載についても、必ずしもそれを配布するというものではなくて、その必要性を判断したうえで原子力災害対策本部あるいは地方公共団体がその指示を出すための原則として、その指示に従って服用するものだというような記載がされております。というようなことも前提としたうえで、こういった議論がされているんだということについて、県民局として否定をすとかそういうものではないんですけども、事実として、そういった認識があるんだということについては示しておく必要がないのかなというふうなことをちょっと思ったんです。</p>
A 委員	それを B 先生は最初におっしゃった・・・
B 委員	<p>そういうことです。ですから、別に僕は市と県の上下関係とかはわかりませんが、まあわかりやすく言えば国の方策を否定して自治体としての方策を進めているわけじゃないよ、というその一言が僕は必要じゃないかなと思ったんです。それは方策として。タクティクスとしてね。ストラテジーじゃないですよ。</p>
H 委員	質問なんですけど、県としては、避難基準・避難計画についてはどのようにこの間動きがあったんですか。
J 委員	<p>個別の防災部局における取組についての詳細を今日は把握してここに来ていないのですが、県についても平成13年に県の地域防災計画で原子力等防災計画というのを設けておりますが、この4月に改定された原子力災害対策指針の内容を受け、必要に応じて県の防災計画についても改定をするというような作業が出てこようかと思っておりますけども、それについてはここではっきり代言ができるものではないです。</p>
H 委員	<p>この中で避難のことについて、篠山市も災害対策計画の中で述べているところがあるんですけども、次回の委員会とかで県のほうの進捗状況であるとか、関西広域連合のほうでの動きというのをもっとご報告していただく</p>

	ことはできますか。
J 委員	どこまで詰まっているものが県から出せるかというのはわかりませんが、県民局としてこのような議論が篠山市さんのほうでされてますということ、県庁の防災担当部局のほうに伝えたい、県においての今の考え方というか、今の状況についてはどうかといったことについては、聞き取ったうえで次回の会議には参加させていただきたいと思います。報告させていただけることがあれば報告させていただきたいと思います。
H 委員	というのは、この提言をしかるうちに市長のほうに委員会のほうから出すわけですが、県が出したシミュレーションというのをもちろん非常に重要視しておりますので、シミュレーションを出した後、兵庫県はどのような避難計画であれ、関西広域連合に対しての申し入れも含めて、どのようにお考えになられているのかというのは、非常にこの内容と関連してくると思うんですよ。
J 委員	なるほど。今 H さんがおっしゃったことはまさしくそうだと思うんですが、先ほど申し上げたように、たとえば PPA の記載が削除されているというような話になってくると、具体的に県のほうでそれを積極的にここでどうしなさいよというようなことを方針として示すようなことはまず出てこないと思います。
H 委員	県のほうから篠山市のほうに指示ということではなくても・・・
J 委員	県としてという形が、それを国のほうが示してきていない中で、県がそれを示すようなことで進捗しているという事実はたぶんないと思います。
H 委員	ですけれども、これまでシミュレーションが出た後に、県が何もしていないとは、私も県民として思っていないんですね。何らかの対策が必要だということで、関西広域連合のほうに PPA のことも上げられておりますし、ただその避難ということに関しては、国が出てないか県も出てないという以外のところの、兵庫県内の避難に関する考え方というのを、やっぱり市と県、せっかく県、しかも丹波県民局から来ていただいているわけなので、この丹波という県のレベルにおいて、やっぱり双方向で話し合いをしていく方がいいと思うんですよ。篠山市独自でこれをやってしまうっていうよりは、県民局のほうからせっかく来ていただいているっていうことがあって、柏原にたとえばモニタリングポストがあったりですね。そういうのが実際に原子力災害対策時には重要になってくるわけじゃないですか。そういった連携というのを、委員会としても今後この中でも図っていく必要があると思うんですね。ということで、こちらに来ていただいていることは私はすごく意味があるというふうに思っていますので、是非その議論というものをもっと持て来ていただいて、それをこちらの提言に反映するというふ

	うな、またこちらから県のほうにというような動きにつなげていけないかなと思っているんですね。
J 委員	H 委員のおっしゃったことで、対応できることが県民局または県庁所管課のほうで確認したうえでお示しできる考え方がありましたらご報告をさせていただきたいというふうに思います。
D 委員	付け加えてなんですけども、関西広域連合の連合長は兵庫県の井戸知事ですよね。この間の防災計画の段階でも、放射線防護な有効な対策がとれていない環境では原発の再稼働は容認できる環境にないということは関西広域連合でも明確におっしゃってたと思うんです。その環境はたぶん改善されていないので、関西広域連合としては再稼働を容認できる環境にはないという認識には変わりはないと思うんですけども。やはりそれに対して有効な放射線防護の対策とか、そういうのは規制委員会等に対して要望していられることが、関西広域連合としても兵庫県としても必要ではないかなと思いますし、篠山市民としてもそういうことを期待したいと思います。
I 委員	すみません。付論の再稼働のところについてなんですけども。再稼働に対して反対という意見を出すか否かという論点は一つ出てると思うんですけども、本質的にはそこじゃなくて、50 km圏の篠山市っていうのが現状では30 km圏とか5 km圏の自治体に対して、一言で言えば蚊帳の外に置かれているということが問題点で。深刻な事故がもし起こったら重大な影響が出るにも関わらず、たとえば立地自治体であったら自治体の首長や知事が同意をするかどうかということが法的に決められているわけだけれども、たとえば篠山市長がその同意を聞かれるわけではない、現状それが一つの再稼働の要件になっているわけではないわけなんですけども。住民の気持ちとしては、事故が起きた時に影響を受けるのは、程度の差はあっても重大な影響を受けるわけだから、そこの住民なり長に対して、本来だったら再稼働の時に意見を求めるべきじゃないかなと思います。ただ今の現状としてはそういうふうにはなっていないので、一言で言えば蚊帳の外に置かれているというふうにかんじるわけなんですけども。そういう意味で、50 km圏にある篠山市として・・・まあ反対するか否かというよりは、本来そこに関与すべきで、国と原子力事業者に対してそれを強く訴えなきゃいけないということが本質なんじゃないかなと思うんです。具体的なことで言うと、最近の事例で言うと滋賀県とか京都府は関電と安全協定を結んでますよね。そこではもちろん同意を得るという必要性はないようですけども、そういうことが本来は必要なんじゃないかなと。30 km圏外の自治体は兵庫県も含めて、滋賀県とか京都府とはちょっと違う扱いを受けているというか、そういうふうを感じるんですけども、そういうところで50 km圏の篠山市とか、

	<p>兵庫県はここで出す意見ではないですけども、兵庫県や篠山市というのは本来関係者であって、意見を言うべきなんだというところが本質なんじゃないかなというふうに思うので。再稼働云々というよりは、きちんと扱ってもらわないと困るところが本質なんじゃないかなと思うんですけども。</p>
A 委員	<p>おっしゃることはわかります。だからそれはね、15 ページのタイトルが「篠山市も地元自治体の一つである」というタイトルとして、地元自治体として考えられて当然であるということは、これ H さんからそういうことを書いて欲しいという提案があって、入ってるんですよね。あとはその、さっき F さんが言われたことも、そのへんのことも全部含めてこれを出したんですよ、判決を。つまり 170 km 圏は強制移住だったかもしれないんだと、避難の後でも戻ってこれないかもしれない場所ですよ、強制移住圏っていうのはね。それになるかもしれないっていう問題であり、あるいは 250 km 圏までは当事者として裁判所は認定してくれたわけですよ、166 人っていうのをね。なので、実は当初こういう計画だったということが毎日新聞に出て、その毎日新聞の情報だけをやろうとするときにはね、B 先生も、内容は妥当だと思うけども、これを篠山市一市で主張するのも厳しいものがあるんじゃないかっていうふうな話だったんだけど、その後大飯判決が出て、判決の中に明確にそれが打ち出されたのでね。一応内容的にはそこに書いてるつもりなんです。篠山市も当事者だし、F さんが言うように、緊急避難だけじゃなくてね、永遠に戻ってこれなくなるかもしれない、そういう事態だという。それを全部僕の言葉というか委員会の言葉で書いたらハードルが高いかなと思ったので、判決の内容としてね、そこで出てくる人格権、原発から 250 km 圏の人には人格権を訴えて拒否する権利があるということを法的に一応認定してもらったわけですよ。だからそこに書いてるんでそこはそれでいいんじゃないかなと。</p>
I 委員	<p>わかりました。そういう流れで、再稼働についても反対であるというふうに読んでもらえたらいいのかなと。</p>
A 委員	<p>はい。あと、再稼働反対という時にむしろね、僕は篠山市だけでなくむしろ「近い所がちゃんと逃げるようになってないじゃないか、とてもじゃないけどそれを考えたら認めるわけにはいきませんよ」というような意味というか、むしろ逆に篠山市よりも近い所のほうが深刻ですよ。</p>
D 委員	<p>最初にちょっと問いを挙げていただいていたので、「とっとと逃げる」という表現なんですけども、この提言の中には「率先的避難者たれ」というね、進んで避難しようという表現があって、一方で「とっとと逃げる」というわかりやすい表現があるんですけど。それが委員のみなさんはわかりやす</p>

	<p>くてそれぞれの人に染み込んでいきやすい言葉やったらそれでいいというふうに思いますし、固い言い方であれば「率先的避難者たれ」のほうが、私はいいと思います。</p>
A 委員	<p>いや、「率先的避難者たれ」と「とっとと逃げる」はちょっと意味が違って、率先的避難者は目的地的に人を引っ張るためにも早く逃げなさいって意味で、とっとと逃げろは危ないからとにかく早く逃げろという意味なので、ちょっと両者ニュアンスが違いますね。だから・・・どうでしょうか、とっとと逃げろに文言変えたほうがいいでしょうか。</p>
E 委員	<p>できたらちょっと言葉変えたほうがいいな。</p>
D 委員	<p>避難が必要な場合にも市に残らなければならない人もいて、そこが気になって・・・。</p>
A 委員	<p>いや、でもそこまでを言葉に入れるのは・・・。</p>
E 委員	<p>難しいことやけどな。</p>
B 委員	<p>たぶん一番議論になったのはね、迷う人が一人いると逃げられなくなっちゃうんですよ。今言ったように、残る人がいるっていうと、あの人が残ってるのに私は逃げられない、そんなことを考えずに逃げるのが大事ですよということが東日本大震災の教訓でしたので、それで A さんはそれを入れたんでしょ。僕はそれに賛成ですけどね。</p>
E 委員	<p>良い言葉がなかったら仕方ないです。</p>
委員長	<p>おっしゃるように、一般的にイメージがわかりやすいというか、個別には協議はいろいろとしないといけないんでしょうけど。</p>
D 委員	<p>避難誘導に携わる方に関する配慮も書かれていますので、そういうことでしたらよいと思います。</p>
委員長	<p>そうしましたら時間もかなり経過しましたので、これぐらいでよろしいでしょうか。</p>
K 委員	<p>今日はいろんな角度からたくさんの貴重なご意見聞かせていただいて、だいたいまとめがしやすくなってきたように思います。私も「とっとと逃げる」ということが最後にくるとちょっと竜頭蛇尾だというような失礼なことを言ったりしましたが、みなさんも同じようなことを思っていたらっしゃるのかなと思ひまして。市民に対して呼びかけをする部分と、それから市政に対して避難にあたってこういう施策をやっていたほうが望ましいと思いますというのが提言として、今日も H さんのほうから非常に詳しくご説明いただいてよく分かったと思うんですが、それをどういうふうにして最後に締めくくりをするかということということで、たびたび A 先生には、B 先生にも非常にご苦労いただいて、そのために時間を使っていると思うんですが、最後のまとめとしては今日言ってきましたように具</p>

	<p>体的な篠山市に対する施策を、こういうことができそうだ、やっていただけたら望ましいというかね、そういうことを提言するというを並べて箇条書きのようにすればわかりやすいと。初めから再稼働反対というようなことになるちょっと抵抗のある人も出てくるというようなことにも配慮してね。そのことをはじめに総論の中にどんと結論というかそういうものがどんとあって、それから各論が出てきて、最後にまとめがあってという形になっているんで、中身はそれぞれ大事なことが触れられているんですけど、一度篠山市としてこういうことをやってください、市民に対しては速やかにできるだけ早く逃げるのが望ましいというようなことや、それはまた検討していただいて、整理をしてまとめをしていただく。それで最後に、できることはこれだけできるけどどうしても大事なことでできないことがあるというのが今まで議論してきたところですね。Fさんからも、何十年じゃなしにもっともっと先まで住めなくなる可能性もあるということに対して、この検討委員会で検討する、我々の能力を超えたことがあるわけで、そういうことも含めると、再稼働というのは安易にしてもらわなければならないというふうなことも最後には書いて、市として市長としてあるいは市議会として、できることは国に対してあるいは県に対して申し入れていただくというふうなことも最後にまとめるというふうにして、提言の論理というか一番はじめは具体的にできるような市に対する施策、それから市民に対する施策というようなことを今まで議論してかなりはっきりしてきておりますんで、そこらをはっきりさせて、最後にこういう点については我々の能力ではできない問題がある、篠山市だけでもできないことがあると。それはどうするかということは市長さんなり県なり広域連合なりでしっかり考えていただくことになると思いますけども、それは安易に再稼働をするものではないということは当然出てくると思うんですね。言うと言わずにかかわらず出てくると思いますので。そういう論理の構成で、わかりやすい具体的に行動できる点、それから課題というか、できない部分というを明らかにしてまとめていただいたらよいのではないかなと思いました。</p>
委員長	<p>はい。 はい、どうぞ。</p>
F 委員	<p>Dさんが言ったように、「とっとと逃げる」でひっかかるところが、何かこう、ちょっとひっかかるところがあるのは私もわかるんですけど、「一刻も早く逃げる」というような表現の仕方では、「とっとと逃げる」より受ける印象とかは、どうでしょうか。「とっとと逃げる」、「一刻も早く逃げる」。</p>
K 委員	<p>まあこのところは自然災害の、地震の場合でもとっとと逃げる、高い所</p>

	<p>へ逃げることが先決やけども、放射能の場合どこに逃げたらよいか分からないわけですね。それはHさんから出てましたように、SPEEDIという、国がごっついお金使って、どっちへ流れるかというシミュレーションするの、あれを作っておきながら、使わないというふうにしてしまって、どう逃げたらよいか皆目見当つかないわけです。そういうふうな中で、どっち向いて逃げるかわからんと。「とっとと逃げる」というのは言葉だけあるけども、実際どう逃げるか一般市民には判断しようがないということがね、今新たに問題が明らかになっておると。そういった点で、逃げられないというのが、実際問題としては、どっち向いて逃げたらいいかわからないというのが、実際市民としては当面事故があった場合に直面するんじゃないかと思うんですね。</p>
D 委員	<p>Fさんが言われたからちょっと言うんですけど、「とっとと逃げる」ってどんな時に使うかなと言ったら、自分で「とっとと逃げます」と言って逃げる人はあまりないような気がするんです。まあ使う時もありますけど、たとえばテレビの演劇とかで「とっとと逃げろ」と命令するというか、そんな印象があって、私とっとと逃げますというか自分の言葉として「とっとと逃げる」という言葉は出てくるかなというのはちょっと思うんです。</p>
F 委員	<p>「とっとと逃げてきました」とは言いにくくて、「一分も早く逃げたかった」という言いやすさというか、言いにくさ言いやすさというのをやっぱり・・・。</p>
D 委員	<p>自分の言葉としてね。</p>
A 委員	<p>「一刻も早く」とかに変えましょうか。</p>
F 委員	<p>たとえばですけど、「とっとと」というのが気になるころは、自分で言いにくいというか、今までとっととを使ってきた経験上、そのとっととという印象じゃないかなと。もうちょっと言いやすほうがいいかなとも思うんです。でもやっぱり「一刻も早く逃げる」「とっとと逃げる」という、一刻も早く逃げるだったら同じようなニュアンスかなと思ったんですけど。</p>
D 委員	<p>やっぱりその誰か、たとえば監督とか指揮官とかが居て、いろんな部下とかにとっとと逃げろという、命令的な意味では使うような気がするんです。一人の人間というか一人の市民としてとっとと逃げなあかんっていうふうにするかなということですよ。</p>
L 委員	<p>高齢者とかそういう方にね、私たちがもし行って、方法を教えるとすれば、「とっとと逃げる」と言うほうがよく伝わると思います。その他の言い方より。「逃げろ」って言ったら命令ですけど、「逃げる」というふうにしてるので、それぐらいの気持ちでいく、水害でも何でもですけど、お財布持ったりとか要らない荷物を持つばかりに命を失うこともあるけども、とに</p>

	かくこういう事故が起こったときはすぐに逃げなさいよと。言ってあげる時は、「とっとと逃げるんよ」というふうに、言葉としては後に「よ」が付いたりとかするのでそんなにきつくはないと思うんですけど、パンフレットとかにされると、受け取り方によってはあれかなと思いますけどね。だけど言葉で言う際はそんなに・・・「ろ」を付けると命令形になってしまうけど・・・。
D 委員	だからやっぱり指示する側の言葉なんですよ。高齢者対して「とっとと逃げなさいよ」という使い方をする感じはするんですけど。
L 委員	あんまり「逃げなさいよ」というかそういう言い方より、「逃げる」と切っけてしまって、そういう姿勢でいるのがいいんですよというふうだね。
D 委員	意味はとてもよく分かるんです。一方でキーワードになる言葉ですので、ちょっと気にはなったんです。
副委員長	キーワードとなるがゆえにむしろ特徴的な表現のほうがいいんじゃないかなというふうに思います。とっとと逃げるということをそれぞれが認識するだけじゃなしに、その訓練を常に実施するということが大事なので。東北の中学生小学生の実態を見ても、日ごろから訓練してたからああいう状態が出来上がったんで、その訓練するための材料としてどういうふうな言葉がいいかなというふうなことで選んだ方がいいのかなという気がしますけどね。
B 委員	私もそう思いますね。シンボルですからね。多少きつめであろうが、先程おっしゃったように、「逃げろ」じゃなくて「逃げる」ですから自主的な問題です。あとは好きにきなさいと投げつけるような問題ではないと思うし。シンボリックな言葉としては。
委員長	そういうことで、「とっとと逃げる」ということでお願いをいたします。
K 委員	質問よろしいですか。今日兵庫医大から院長先生、それから B 先生も来ていただいとるんですが、福知山で避難訓練があるときに、兵庫県には原子力事故があったような場合に放射能等の治療していただけるような病院は無いと、京都には一つあるけど兵庫県には無いというようなことをお聞きしました。今はどういう状態になっているか、あれから 2 年か 3 年ぐらい経った今、兵庫医大なり神戸大学やらそのあたりで防災についての駆け込みの病院というようなものはどういうふうになっているんですか。
C 委員	少なくとも兵庫医大には無いですね。
B 委員	一次救急としては、放射線被害という形ではなくお引き受けしますけども、特に重度の放射線障害に対しての対策本部というのは無いです。それは設けられないと思います。そこまでの施設が無いですから今のところ。
C 委員	ただ大量に発生した時に、無菌室というのは一応はあるから、もうどこも

	満杯になってしまった時に、バイオクリーンでの無菌室での取り扱いをせざるを得ないという場合はあるかもしれないですけど。はじめからそのために用意しているような部屋は無いですね。
--	--

4. その他

(1) 今後の進め方について

委員長	そしたらとりあえずまとめにかかりますけど、よろしいですか。 はい、それぞれこの部分について今日ご意見いただいたので、再度少し修正していただいて、そのあとのスケジュールは事務局どうなりますか。
事務局（課長）	はい。当初思っていたのは、今日うまくご意見が出てまとめれば、市長への提言書の提出ということで、2週間ないし3週間先に市長に提出できればというような、事務局の思いはあったんですけども。
A 委員	そのスピードで行けるんじゃないですか。これ持ち帰ってすぐにやりますから。
事務局（課長）	A 委員さんが作成していただく分をまた各委員さんにお配りして・・・。
委員長	そこでね、委員会を開く必要があるのか・・・
A 委員	いや、もう確認で。
委員長	確認という形でよろしいですね。またすぐに送らせていただくので。
事務局（課長）	そうしましたら市長副市長等の日程もありますので、今確認をさせていただいているのは、17日、18日、翌週の25日、ここらあたり、時間的には16時という形で仮に押さえております。
委員長	16時はなんででしたっけ。
事務局（課長）	当初は前段にこの会をした流れでという予定だったので。
委員長	会の必要がないならもっと早くてもいいんですよ。
事務局（課長）	市長の日程等も確認させていただきますけども、最悪16時から仮に押さえさせてはいただいていますので。
委員長	市長に報告をしていただくことになるんですけど、そのメンバーはどのように思われますか。
事務局（課長）	事務局としては、本来であれば全員が一番望ましいですけども、みなさんお忙しい中ですので。委員長は副市長という立場ですので、副委員長、A委員、両部会長、あとはその日都合がつく方という形でどうでしょうか。
A 委員	6月の17・18・25のいずれかということですか。時間が16時とかですか。
委員長	もう一度ちょっとスケジュールを確認します。 そうしましたら、またA委員に提案していただいて、みなさんに見ていただいて、6月17日午後2時から市長のほうに提出をするということにさせ

	ていただきます。そしたら今後について事務局続けて。
事務局（課長）	はい。だいぶ時間が過ぎておりました申し訳ございません。資料 3 のところで、今後の進め方という表現をさせてもらっていますけども、安定ヨウ素剤の事前配布に向けての事務局の案ということで、内容を工程表という形でまとめさせていただいております。今のスケジュールで言いますと、10 月以降、下半期に予定をしておりますので、上半期については市民の方に周知を図りたいというふうに思っております。参考資料 3 にも出ておりますけども、自治会のほうに住民学習の依頼をさせていただいて、今現在 206 の自治会で 4,300 人余りが学習会に参加をさせていただいているという状況でございます。残りの自治会にも再度、取り組んでいただきたいということで、ご案内をさせていただきます。それとあわせて、幼少中の PTA の理事会のほうにもお伺いをさせていただいて、PTA としても研修会を取り組んでいただきたいという依頼もさせていただいております。協議の中でも出ておりましたけども、子供への影響が心配されるということで、子育てふれあいセンター等にも出向いて行って、出前講座というような形で少しでもお母さん方にヨウ素剤への理解を深めていただくような取り組みを上半期の 10 月ぐらいまでには取り組んで、できるだけ多くの市民の方にこの取り組みを知っていただくという形で取り組んでいきたいと思っております。下半期については、まだ人数等確定していませんけども、20 歳までの方に配布をさせていただいて、その後 20 歳以上の方にも配布するという形での取り組み、また私たち事務局のほうでもスムーズな配布ができるようにということで、他市の状況等研究しながら研修を進めていきたいというふうに思っております。現状はこのような状況で進んでいることをご報告させていただきます。以上です。
委員長	はい。今の件について、はいどうぞ。
G 委員	これはもう実施する予定で進められているということですけども、今のところどこからも反対というのは無いんですか。県とか国とか、篠山市だけでやっていいのかというような意見は無いんですか。
事務局（課長）	以前新聞等にも出たということで、前回もお話させていただいた以降、県等からの問い合わせ等で大きな反対というのは今のところ聞いていないような状況です。
G 委員	はい、ありがとうございます。
K 委員	舞鶴でしたかね、テレビなんかでヨウ素剤を配っている場面が出てきた中で、「要らんわ」と言って返している人が少しいらっしゃいました。そういうのも予算化されて返されるという、市民の方が、舞鶴に住んでいる近くの方さえ要らないという方があるので。これだけ離れとるし、もう歳いっ

	とるしということで、要らんという人がある程度は予想されるんじゃないかと思うんですけども。その辺はみな関係なしに予算化して購入をするということになっているわけですか。
事務局（課長）	今のところ全市民の配布ということではなく、あくまでも配布を希望される方を対象に配布をしていきたいと思っています。説明会自体は多くの方に参加していただくような形で準備をしていますけども、配布については希望者のみという形で考えております。
副委員長	残余の分は今までどおりの管理保管体制ですね。残りの分は。
事務局（課長）	備蓄については今まで通り備蓄をさせていただいております。
H 委員	ちょっと確認なんですけども、参考資料 3 の質問の中で、「原子力発電所の事故が起こった場合、どこが放射性物質の濃度を計測して誰がヨウ素剤の服用を指示するのか」というところなんですけど、これは篠山市で事前配布しても国の指示が出るまで飲めないというか、持っていていつ飲むのかというタイミングというのは、この提言書のところでも飲む指示というのを何も書いてないし、誰も指示についてここにも書いてありませんし、国の指示を待つだけというふうになっているんですけども、これはこれで篠山市としては、事前配布はするけれども服用のタイミングは国の判断に任せるといって、それをちょっと確認したいんですけども。この提言書の中でもそれは A さんどういふふうになっていますか。
A 委員	わざと明確に書いてないんですけど、要するにそれは、十条通報が出た段階で飲んじゃうべきだと僕は思います。
H 委員	それは提言書に盛り込みますか。
A 委員	いや、だからそれを結局書くとね、国の指示を待てと書いてあるので、現実には僕はすぐ飲んだ方がいいと思いますよ、指示なんか待たないで。なぜかと言うと、ものすごい濃度のものが 1 時間 2 時間で来ちゃうわけだから、24 時間前だったら飲んでると効果あるわけですよ。タイミングっていうことから言うと、重大事故が起きたら、来ないとしてももう飲んじやったほうがいい。けどそういうのをあまり文言として書いておくと・・・。
H 委員	篠山市として事前配布してしまったけれども、飲むか飲まないか、そのタイミングは勝手にしてくださいよという、それでよろしいですかということなんですけど。
事務局（部長）	今 A 委員に教えていただいたように、委員さんの中から貴重なご意見をいただきましたので、こういうことを議会等で説明しながら賛同の輪を広げて、これでいきましょうということを決めたいと思います。委員のみなさんから、国の指示を待っていても手遅れになるということであれば、そういうようなことを尊重してやりたいと思います。

H 委員	じゃあこの内容についてもちょっと書き加えていただくであるとか、ただ単にこれは国から指示が出ることとなっていますしか書いておりませんので、ちょっともう少し修正する必要があるんじゃないかなど。
事務局 (部長)	はい、おっしゃる通りだと思います。ただ現時点では、提言書はまだ提出されていないんですけども、9月の補正予算で年内に配れるようにすぐにやりたいというのが事務局の思いです。今日お配りしている工程表はあくまでも、検討委員会でお示ししてご了解いただいたという形で議会のほうでも説明して、良いことだというふうにはほめていただいたぐらいのほうありがたいんですが、そういうような中でこういった具体的なプログラムですね、小学校やPTAのみなさんに賛同を求めるであるとか、まず20歳までの優先度の高い人たちに説明していく、配るといような方針をご了解いただければありがたいです。ちょっとフライングですが、提言書が出る前に、こういった取り組みについてご了解いただきたい。以上です。
委員長	はい、他ございませんか。
D 委員	質問の一番最後なんですけども、「安定ヨウ素剤は個人で購入できないのか」というような質問があって、
A 委員	購入できます。簡単に購入できる。
D 委員	篠山市はとりあえず無料で配る配布するという方向なんですけども、今後何年かで更新するというところで考えた時の、この取り組みの持続可能性のことなんですけどもね。医師による説明会とか、いろいろ費用が掛かってくると思うんです。たとえば欲しい人は個人で、10円とか20円とかね、額はわかりませんが、寄附をしていただくということは募ってもいいのかなと思ったりも・・・自由にね。これがたとえば原子力防災の事業に賛同してもらっての寄附というか、自由にそういうものを求めるというようなことをしてもいいのかなと思ったりはするんです。
事務局 (部長)	そのあたりのことは今後検討いたします。まずは早く配って、配った人は誰なのかということのをわれわれはちゃんと記録に残して、更新時期はいつなのか、その時はその方に連絡が行くような形、個人一人ひとりじゃなしに広報に載せるというやり方もあるかと思うんですけども、そういうような具体的なプログラムを作っていくしたいと思います。
D 委員	すみません、ちょっと先のことなんですけどもね、他市から勤務されている方等、市民でない方を対象としてどういうふうに予算を付けるかと言った時に、そういう具体的な寄附とか賛同基金とか、そういうものはありうるかなと思っております。
事務局 (部長)	ありがとうございます。

委員長	確認なんですけど、さっきの件もそうですけど、今の購入できないのかという質問に対する回答
事務局（係長）	質問は基本的に私が考えました。
委員長	答え？
事務局（係長）	はい、答えのほうです。中には決裁というかご相談をかけて作ったものもあります。今の、ヨウ素剤を購入できないのかという部分は、国の通知文章等見たことと、薬局さんに聞かせていただきました。
A 委員	これは国内法です。国内法なので、これはインターネットでシンガポールから。
事務局（係長）	インターネットで個人輸入のものは買えますけど、正式ルートでは、薬局等では購入はできません。厚生労働省から通達が出ておりまして、医師の処方箋を必要とするということになっておりまして、医師は予防用としては処方箋を発行しませんということなので、実際は不可能であるということです。
委員長	そのことをしっかりここで言うておいてもらわないと、また違ったことを書いているんじゃないかということになるので、そこは事務局がしっかり説明してください。
A 委員	個人輸入では買えますと一言入れたらいいんじゃないですかね。ちなみに3,800円です。本来の値段は600円。ただし日医工の、篠山市が備蓄しているのと同じ正式なヨウ化カリウム剤で、薬として信用できると思います。
H 委員	私自分の意見をメールで送らせていただいたんですけども、ヨウ素剤の事前配布の実施計画工程というこのスケジュールを出していただいたんですけども、この委員会の今年度のスケジュールっていうのを事務局案として出してほしいということをお伝えしていたんですけども、ちょっと出ていないので、実際この委員会が今年度初めて今6月に開催されているわけですけども、今年度このヨウ素剤の配布というのがありますけども、委員会としてヨウ素剤以外のところもありますよね。そしたら事務局としてはどのような委員会の活動を想定されているのですかというのを最初に質問として投げかけさせていただいていたんです。そのあたり、たとえば年に何回開催されるのか、今年度はどういうことを主に活動としてやっていくのかであるとか、そういうことを今おっしゃっていただきたいんですけど。
委員長	はい、事務局。
事務局（課長）	今考えているのは、提言書を提出していただいて、今後具体的に取り組む分ですけども、安定ヨウ素剤の事前配布の部分であれば、他市の状況を参考に動くわけですけども、こういう形でいいのかというような市からの提案について、専門的なご意見等いただきたいと思っておりますのがまず一

	点。それ以外で今 H 委員が言われたように、具体的に 2 カ月に 1 回ペースというようなどころまでは、今はまだ見られていないのが現状です。
H 委員	やっぱりいつも出遅れると思うんですね。この委員会をいつにするかという日程調整が送られてくるのも、結局 2 月 26 日以来だいぶ空いた、2 カ月のペースでもなかったです。そういう意味では、年にあと何回というのはもう具体的に計画として事務局のほうで出していただかないとこちらも動きづらいですし、お忙しい外部からの専門家としてお招きしている先生方もいらっしやいますし、そういう意味では私前もってお伝えしておりましたはずですし、教えていただきたいんですね。次じゃあ一体いつなのかというのもまだ、今話し合わないということですか。今日この場では。次いつになるかわからないという、そういうことですか委員長。
委員長	どうですか事務局。
事務局 (課長)	今の日程でいくと、今回は 8 月ぐらいかと思います。今お示しさせていただいたとおり周知しながら、10 月以降の配布に向けて動いていますので、そのあたりの提案、審議をしていただくということをお願いしたいというふうに思います。
G 委員	市長に提言書を提出することは決まったんですけど、そのあと市議会が協議されるのはだいたいどういう予定ですか。
委員長	それは議会のことなのでまったくわかりません。というのは、うちには一切それに強制力もありませんから。あくまでうちとしては 6 月 17 日に市長に提出していただいた時点で同時に、あるいは議会の最終日が 6 月 19 日やったかな、それぐらいには少なくとも提言書をお示しはします。ただそれを議会がどのようにされるかはうちでは決められません。とりあえず最終日の 19 日までにお伝えするような段取りにしてください。
事務局 (課長)	はい。
F 委員	時期もそうなんですけど、前もこういった話が出たかと思うんですが、この委員会自体のゴールというか、ずっと続くものなのか、提言書をまとめてまた何かあるごとに招集するのか、今後の方向性というか。
事務局 (課長)	とりあえずという表現が適切かどうかわかりませんが、年に何回開くかは別ですけども、定期的に、提言書を出していただいたことに基づいて市が取り組んでいる内容について、審査やチェックと言いますか、そういう部分もありますので、提言を出していただいて終わりということではないというふうに考えております。
D 委員	一応この提言というのは、憲法と言いますか総論というふうに執筆陣の方も言われたんですけども、まだ各論が残ってると思うんです。また、この取り組みが一過性のものであっては意味がなくて、原発があつて事故の可

	<p>能性のある限り、持続可能性ということが必要だと思うんです。私個人的な気持ちですけど、やっぱりこの篠山市の取り組みが各論のほうへ入って行って、最終的な地元の民生の方とか自治会の方とかに担ってもらえたらというふうには思ってるんですが、それはやっぱり持続可能な取り組みになっていくのを見届けたいという気持ちはあるんです。やっぱりそれぞれが動いて、予算的にも市の予算だけで厳しいときは賛同基金という形もありますし、そういう形を見たい、その道筋を見たいと思います。</p>
<p>F 委員</p>	<p>そうですね、質問させていただいたのは、今まで何年だったか、3 年目になるかと思うんですけど、事前会議とか応急対策部会とかで、結構重要なことを話し合われたかと思うんですけど、具体的なこととかも話し合われたと思うんですけども、そういった委員会の結果が、さっき H さんもおっしゃったように、有意義なものであってほしいという、3 年越しの委員会の結果が「とっとと逃げる」。結局キーワーになる、市民が自分でとっとと逃げられるような情報を提供することがとても大事だと思うんですけど、そういう具体的な方向というか、ゴールは無いんですけど、有意義なものになるための計画的な委員会であってほしいなと思っています。今まで話し合われた重大な内容も無駄にならないように進めていっていただきたいと思っています。</p>
<p>H 委員</p>	<p>専門部会それぞれの位置づけについてもメールでお尋ねしておりました。この専門部会、応急と事前に分かれて、一体この委員会の中でどのようにこれからやっていくのかという方向性が全く事務局から示されておきませんので、この委員会の下にある専門部会はそれぞれどういうふうな活動をやるのか、それとももうこれで終わりなのかというような、部会のほうはいいたいどうするんですかということをお尋ねしてたんですね。そのことについてもやっぱり尻切れトンボではなくて、やはり具体的な細かいところまで専門部会のほうはそれぞれ話し合ってますから、そういったことを委員会に反映するのであれば、まだ部会それぞれで話し合ったことは委員会のこの提言の中以外のところで話し合ったこともたくさんあると思います。そういった部会についてはどうするのかというのがまず一つあるのと、この参考資料 3 のほうで書かれてるんですけども、もうすこし学習の機会を設けてほしいというのを書かれているんですね。前年度その前含めてフォーラムを開催したりですとか、こういった委員会が関わった学習の場、大きなフォーラムであれ、住民学習であれやってきたと思います。これで終わるのかどうかということもあって、じゃあ委員会何回か年内にやるというスケジュールの中で、そういう学習の機会の場ということについてはどうするのかということについても、事務局からの最初の工程なりこれにつ</p>

	<p>いても回答もここまでで、この下のところはまあ書けないというのもあったと思うんですけども、こういったことを委員会の中で、1年間どこまでを到達点とするのかというのをやっぱり年度当初に示すべきだと思うんですね。それが話し合われて、それに則ってその1年間進んでいくべきだと思うんです。出ないとずるずると次に一体いつ委員会が開催されるのかわからない状態で委員は待ってますから。そしたら達成できることってすごく限られてきますよね。それでまた任期切れが来て、じゃあこの委員会自体もどうするのかということになりますし、そういったところというのが、次8月に集まった時に、8月で年度のスケジュールを決めるっていうのは何となくちょっと、もうだいぶ過ぎてしまって違和感があるんですけども。そのあたりはいかかでしょう。</p>
事務局（課長）	<p>部会についてはそれぞれ応急と事前という形でそれぞれ今まで検討をいただいていた経緯があるわけですが、そのあたりを踏まえて提言書の中にも、総論の中でこういうことをすべきだというのが出てますけども。では今後具体的に何をするのか、実際の動きという部分を部会の中で検討していただいたらと思いますけども。</p>
H 委員	<p>部会のスケジュールすらが全くない状況でちょっとそれは・・・。</p>
委員長	<p>市長も私もですけど、今回の6月開催も非常にやきもきしております、なぜその日が早く決まってないのかというようなことも言ったりしております。部長も変わりましたし、一度しっかり考えてください。もう一つ言うと、今回提言をしていただいて、その中に子供さんの問題がありますよね、どうやって引き渡すとか。この部分が案外抜けているんですね。実際ことが起こったら時にどうするのか。この提言を読んでいくと、必然的にどうしても想定しておかないといけないこととか、ヨウ素剤を配る以前にしなければいけない部分とかがあるはずなので。あ、どうぞ。</p>
F 委員	<p>大事なことが最初に応急と事前に分かれた時に、かなり話が出されてて、具体的な話までされてるんです。私たちは事前の部会でしたけど、人事異動があって、どういう話がされたかというのは議事録とか残っていると思うんですけど、その中に大事なことがあると思うんです。かなり話し合われてるので、今言ったようなことも話し合われています。</p>
事務局（部長）	<p>先程スケジュールについて、課長のほうから8月を目標にと言うという話がありましたが、具体的にどういうことを議論していただくか、テーマを絞る必要はあると思います。8月に開催した後、次にいつにするか、年間スケジュールというようなことを委員さんからご提案いただきましたが、そういうものをきっちり固める中で、8月に開催するように。それと部会の取り扱い、今後こういうようなことがあるという検討、今はヨウ素剤を</p>

	12月までに配ることについての具体的な内容について8月に細かくご説明して意見を頂戴したいというのが一つはあるんですけども、あと避難経路のことについても出てきます。事務局のほうで案を作って、またこれまでにいろいろと議論していただいていますから、議事録を精査して、こういうような意見をいただいているからこういう内容ならできるんじゃないでしょうか、了解いただけませんか、という長期的な案を作る中で、年間スケジュールを改めてお示ししたいと思います。
副委員長	検討委員会の基本的な性格も含めてね。
事務局(部長)	はい。今後長期的なことも含めて。
A委員	8月ですが、既に3日から16日まで潰れちゃってるんです。なので、7月の最後のほうとかも入れられませんか。前に倒していかないと。
委員長	そのあたりは17日に来ていただいた時に、スケジュールの案ができるぐらいにしておいてください。 そしたら、本当に時間がかなり過ぎてしまったので、今日はとりあえずこの辺りで終わりたいと思います。
副委員長	どうも慎重にご審議いただきありがとうございます。課題はまだたくさんあるだろうと、それぞれの委員さんの中にもあるだろうというふうに思います。それらをまとめて、事務局のほうから具体の提案をしていただく中で、この委員会で引き続きいろいろと協議をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げまして、本日の会を閉じさせていただきたいと思います。どうもご苦勞様でした。